

廣島市報

No. 66

昭和二十六年發行
十月二十日發行
(土曜日)

發行人 廣島市役所
電話 廣島市國泰寺町三九
中二三五一番
中三〇六六番
中三〇九四番
中三〇九六番
中三〇九七番
中三〇九八番
中三〇九九番
中三〇一〇番
中三〇一一番
中三〇一二番
中三〇一三番
中三〇一四番
中三〇一五番
中三〇一六番
中三〇一七番
中三〇一八番
中三〇一九番
中三〇二〇番
中三〇二一番
中三〇二二番
中三〇二三番
中三〇二四番
中三〇二五番
中三〇二六番
中三〇二七番
中三〇二八番
中三〇二九番
中三〇三〇番
中三〇三一番
中三〇三二番
中三〇三三番
中三〇三四番
中三〇三五番
中三〇三六番
中三〇三七番
中三〇三八番
中三〇三九番
中三〇四〇番
中三〇四一番
中三〇四二番
中三〇四三番
中三〇四四番
中三〇四五番
中三〇四六番
中三〇四七番
中三〇四八番
中三〇四九番
中三〇五〇番
中三〇五一番
中三〇五二番
中三〇五三番
中三〇五四番
中三〇五五番
中三〇五六番
中三〇五七番
中三〇五八番
中三〇五九番
中三〇六〇番
中三〇六一番
中三〇六二番
中三〇六三番
中三〇六四番
中三〇六五番
中三〇六六番
中三〇六七番
中三〇六八番
中三〇六九番
中三〇七〇番
中三〇七一番
中三〇七二番
中三〇七三番
中三〇七四番
中三〇七五番
中三〇七六番
中三〇七七番
中三〇七八番
中三〇七九番
中三〇八〇番
中三〇八一番
中三〇八二番
中三〇八三番
中三〇八四番
中三〇八五番
中三〇八六番
中三〇八七番
中三〇八八番
中三〇八九番
中三〇九〇番
中三〇九一番
中三〇九二番
中三〇九三番
中三〇九四番
中三〇九五番
中三〇九六番
中三〇九七番
中三〇九八番
中三〇九九番
中三〇一〇〇番

目次

廣島市福祉事務所條例	一頁
廣島市警署使用條例	一頁
廣島市消防吏員の訓練規律及び点檢に關する規則	二
廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試驗規則	七
廣島市消防本部設置規則	一〇
廣島市工事執行細則の一部改正	一一
廣島市消防吏員給與品及び貸與品規則	一二
廣島市事務分掌規則の一部改正	一三
廣島市職員就業規則の一部改正	一四
廣島市予算決算及び會計規則の一部改正	一五
換地予定地公示送達について	一四
十月定例市議會招集について	一四
廣島市指定水道工事店の指定取消について	一四
廣島市金庫指定について	一四
廣島市安全庫指定について	一四
換地予定地公示送達について	一五
換地予定地公示送達について	一五
昭和二十六年度廣島市特別會計建設費	一六
歳入出予算追加について	一六
昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加について	一六

訓令

耕地整理法第三十五條に基く換地予定地指定について
廣島市建設局下水課守衛勤務規程
廣島市福祉事務所勤務規程
市長の事務部に勤務する職員の勤務時間に關する規程
廣島市役所事務決裁規程の一部改正
昭和二十六年行幸啓事務廣島市事務局規程

雜報

十月定例市議會議決事件について
出張所々管區域別人口狀況について
戸籍上の市勢について

條例

廣島市福祉事務所條例をここに公布する。
昭和二十六年十月一日
廣島市長 濱井 信三
廣島市條例第三十七號
廣島市福祉事務所條例
(設置)
第一條 社會福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五號)第十三條の規定により、廣島市福祉事務所(以下「事務所」という。)を設置する。

位置及び所管區域

第二條 事務所の位置及び所管區域は次の通り定める。
位 置 廣島市國泰寺町三九番地 廣島市役所内
所管區域 廣島市

事務

第三條 事務所は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四號)及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三號)に定める保護、育成又は更生の措置に關する事務のほか左の事務を行う。
一 社會福祉事業法の施行に關すること。
二 民生委員法の施行に關すること。
三 その他社會福祉に關する事務のうち市長が必要と認めるとき。

(市長への委任)

第四條 この條例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。
廣島市警署使用條例をここに公布する。
昭和二十六年十月一日
廣島市長 濱井 信三
廣島市條例第三十八號
廣島市警署使用條例

第一條 廣島市營墓苑(以下「墓苑」という。)の使用及び管理については、この條例の定めるところによる。

第二條 墓苑の使用は、本市に住所を有する者とする。

第三條 墓苑は焼骨の埋藏の目的以外に使用してはならない。

第四條 墓苑の使用は、本市に住所を有する者とする。

第五條 墓苑の使用料は、永代使用料とし別表(一)により使用許可の際徴収する。

第六條 墓苑の掃除は、市長が施行し、墓苑使用者から掃除料として別表(二)により徴収する。

第七條 市長は、貧困その他の事由のため使用料及び掃除料を納付する資力がなく認めるときは、その一部又は全部を減免することができる。

第八條 市長は、墓苑の管理に必要と認めるときは、使用許可の際墓苑内の工作物その他の設備につき、必要な制限を付することができる。

第九條 市長は、使用者が左の各號の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

第十條 市長は、墓苑の管理に必要と認めるときは、使用者に對して六月前に予告し、使用場所の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第十一條 前項の返還を命じたときは、相當の他の場所を交付し、且つ、移轉に要する費用を補償する。但し、他の場所を交付することができないときは、既納使用料のうち相當額を還付する。

第十二條 墓苑使用の必要がなくなったときは、使用者は、無償で返還しなければならない。但し、やむを得ない事由により使用許可の日より一月以内に未埋葬地の返還を申し出たときは、既納使用料の全部又は一部を返還することができる。

第十三條 第九條第一號及び前條の場合においては、使用者は自分の費用をもつて墓苑を原形に復さなければならない。

第十四條 墓苑の使用は、相續による場合の外、移轉するることができない。但し、やむを得ない事由により親族若しくは縁故者において受継ぐ場合は、この限りでない。

第十五條 この條例施行に必要事項は、別に市長が定める。

附則 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

別表(一) 廣島市營墓苑永代使用料表

別表(二) 廣島市營墓苑掃除料表

第一條 總則

第二條 訓練

第三條 總則

第四條 點檢は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、その不備な点を是正し、消防活動に際し、有効適切な措置を講ずることを以て目的とする。

第五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十四條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十四條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

別表(一) 廣島市營墓苑永代使用料表

別表(二) 廣島市營墓苑掃除料表

第一條 總則

第二條 訓練

第三條 總則

第四條 點檢は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、その不備な点を是正し、消防活動に際し、有効適切な措置を講ずることを以て目的とする。

第五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十四條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第十八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第十九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十四條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第二十八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第二十九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第三十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第三十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三十四條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第三十五條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三十六條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第三十七條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三十八條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第三十九條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第四十條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第四十一條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第四十二條 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、特にその態度及び服装を正しくし、活ばつて厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

第四十三條 訓練は、懇切なる指導と、たゆまない復習によつて、これに熟練せしめることが必要である。

第三節 室外の禮式

第五十五條 室外の敬禮は、受禮者に向つて姿勢を正し、右手を上げ、指を接してのばし、ひきまじし指さ中指を帽の前ひさしの右端にあて、たなごころを少し外方向け、肘を肩の方向にはぼその高さに上げ、受禮者に注目して行ふ。但し右手を上げるこができないときは、又は答禮者は都合によりそのまゝ受禮者に注目し体の上部を少し前に傾ける。

第五十六條 上長のまゝに至るときは、停止した後敬禮を行ふ。

第五十七條 短艇、又は車内で坐つてゐる場合の敬禮は、そのまゝ姿勢を正してこれを行つてもよい。但し都合によつて受禮者に注目し、体の上部を少の前に傾けるだけでもよい。

第五十八條 室外で辭令受けるときは、授與者の席を離れること約三步の所で敬禮を行つた後、適宜前進し右手でこれをうけ、左手を添えて開き見た後直ちにこれを左手に収め、もこの位置に復して再び敬禮を行つて退く。

第五十九條 室外で上長より命令又は諭告をうけ、又は上長に陣違若しくは申告するときは、上長の席を離れること約三步の所で敬禮を行つた後、適宜前進し命令又は諭告をうけ又は陣違し、若しくは申告し終つてもこの位置に復して、再び敬禮を行ひ退去する。

第六十條 隊この敬禮は、まず隊列を正し、指揮者の「かしら右（左）」又は「注目」の號令で、受禮者に對し、指揮者は室外の敬禮を行ひ、隊員は注目し「なわれ」の號令でもこに復する。

第六十一條 前項の敬禮をなすには、指揮者は受禮者が約八歩に近づき「かしら右（左）」又は「注目」の號令をかけるのを禮とする。

第六十二條 隊この敬禮は、室内又は夜間には、特に必要がある場合の外はこれを行わない。

第六十三條 消防車の乗車員は、指揮者の號令で指揮者のみ室外の敬禮を行ひ、他の者はそのまゝの姿勢で、注目するにこごめる。

第六十四條 但し都合により指揮者の敬禮のみにこごめてもよい。運轉者は、運轉中敬禮を行わない。

第六十五條 消防船艇乗務員の敬禮は、前二項に準ずる。

第四章 點檢

第一節 總則

第六十七條 點檢は隊員の人員、姿勢、服裝、訓練、禮式、物品（給與品及び食與品以下同じ）消防機械器具。その他の備品、操法、演習の状況を検査するものとする。

第六十八條 點檢を通常點檢、特別點檢及び現場點檢の三つに分ける。

第六十九條 點檢は、指揮監督の任にある者又はその代理者が、點檢者となりこれに次ぐ上席の幹部が指揮者となつてこれを行ふ。

第七十條 點檢中、指揮者は點檢者に隨行するものとする。

第七十一條 通常點檢は、左の各號の事項につき検査を行ふものとする。

一、人員、姿勢及び服裝
二、消防機械器具
三、操法

第七十二條 通常點檢は、常備員に對しては毎日、その他の者に對しては演習又は召集の際にこれを行ふ。

第七十三條 點檢全部ができないときは、適宜分割してこれを行つてもよい。

第七十四條 人員、姿勢及び服裝の點檢を行うときは、指揮者は、隊を編成し横隊とする。

第七十五條 點檢開始に當つて點檢者は、隊の中央前に位置し、指揮者は人員數を報告した後點檢者の左側の所で、次の號令を下す。（第三圖参照）

一、番號
二、右、左へならえ
三、「なわれ」
四、前列五歩前へ一進め
五、手帖
六、收め
七、後列五歩前へ一進め

點檢者は、前項第四號及び五號の號令による動作が終つたとき、前列右翼前前から検査を始め、順次左翼に至り背後に回つた後、第二列に及ぼし終つて定位につくものとする。

點檢者は、點檢中隊の一部に對し休憩させるこがでできる。

第七十四條 消防機械器具の點檢は、機械器具保存手入れの良否及び應急準備の適否を検査するものであつて、主として次の各號につきこれを行ふ。

一、機械各部の掃除手入れの状況
二、機械各部の漏洩脱落破損個所の有無
三、オイル、ガソリン供給量の状況
四、積載品の完否

五、エンジン、タイターの良否
六、計器類の良否
七、操縱機の良否
八、照明機器の良否
九、警音器具の良否

第七十五條 操法の點檢は、點檢者次の項目の内適宜指定してこれを行ふ。

一、ポンプ操法
二、梯子自動車その他の操法
三、中繼ポンプ操法

第七十六條 特別點檢は、次の各號の全部又は一部につき毎年一回以上検査を行うものとする。

一、機械點檢
二、消防演習
三、教練、禮式

第七十七條 消防機械器具、物品及び備品の點檢は、次の各號につき検査を行うものとする。

(一) 騰用ポンプは、分解内部検査及び放水試験
(二) ガソリン又は、重油を原動機とする消防用舟車（ポンプ車、梯子車、救急車、化學車、消防船艇等）の原動機の氣まじり壓縮壓力試験ポンプの眞空試験及び放水試験
二、器具點檢

(1) 吸管、水管の修理及び保存の良否
(2) ポンプ附屬品の完否
(3) 各予備品及び消耗品の整否
(4) 救護、救命具、救護器具並びに工作機械及び救急衛生材料の整否及びその保存手入の良否
三、物品及び備品の點檢
(1) 被服、携帶品の正否及び使用保存の良否
(2) 備品（敷蓋）の在否、取扱管理の適否
(3) 機械設備、貯所、架橋、發射台等の管理状況

點檢者は必要と認めるときは、修理又は補充を命じ、不適當と認めるものは、速かに修繕さなければならぬ。

第七十八條 消防演習を點檢するには、次の各號につきこれを行ふものとする。

一、火災防禦計画及び技術の當否並びに練習
二、火災防禦計畫及び技術の當否並びに練習
三、消防施設の狀態

第七十九條 訓練、禮式の點檢は、次の各號につき検査を行うものとする。

一、小隊訓練
二、室内、室外の禮式

第一圖 横隊の隊形
指揮者 ○
約二歩
右翼きよう導 八十五センチ
先頭 指揮者 ○
さきよう導 ○
約二歩
指 揮 者 ○
約二歩
點 檢 者 ○

第二圖 側面縦隊の隊形
指揮者 ○
約二歩
先頭 指揮者 ○
さきよう導 ○
約二歩
指 揮 者 ○
約二歩
點 檢 者 ○

第三圖 點檢隊形
三等邊三角形の頂點
指揮者 ○
約二歩
點 檢 者 ○

第八十條 點檢者は、點檢終了に際し、その結末を講評しなければならぬ。

第八十一條 現場點檢は、水消防、救護その他の作業が終つたとき、現場に於て消防機械器具、人員及び服裝につき損傷の有無を検査するものとする。

第八十二條 隊員が負傷し、又は物品若しくは機械器具を、き損、滅失したときは、その旨を指揮者に申告し、點檢者の検査を受けなければならない。

附則
この規則は公布の日から施行する。

第四節 現場點檢
第八十一條 現場點檢は、水消防、救護その他の作業が終つたとき、現場に於て消防機械器具、人員及び服裝につき損傷の有無を検査するものとする。

第八十二條 隊員が負傷し、又は物品若しくは機械器具を、き損、滅失したときは、その旨を指揮者に申告し、點檢者の検査を受けなければならない。

附則
この規則は公布の日から施行する。

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則をここに公布する。
昭和二十六年九月二十五日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十九號
廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則
第二條 この規則は、廣島市危險物取締條例（以下條例と

別記第六號様式

取扱印	届出年月日	就業場所

第 4 頁

取扱印	許年月日	免許の種類	番 號

第 5、6、7、頁

備考	備 考

注意事項

- この免許証は、携行し、就業中必ず所持し、就業の請求は、この免許証を以てし、就業の請負人は、他人に貸し又は譲渡してはならない。
- この免許証は、他人に貸し又は譲渡してはならない。
- この免許証は、他人に貸し又は譲渡してはならない。
- この免許証は、他人に貸し又は譲渡してはならない。

別記 第五號様式

危険物取扱主任者 免許証下附申請書

映寫技術者 免許証下附申請書

免許証の種類

証紙貼付欄

右免許証の下附を受けた日から手数料を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

住所 氏名 印

廣島市消防局長 殿

別記第六號様式

貼付紙 危険物取扱主任者免許証再交付申請書

映寫技術者免許証再交付申請書

氏名 生年月日

交付年月日

再交付の必要理由 (証明書添付)

申請人 氏名 印

廣島市消防局長 殿

廣島市消防本部設置規則をここに公布する。

昭和二十六年十月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第五十號

廣島市消防本部設置規則

- 第一條 この規則は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六號)第十條の規程により、消防本部の設置、名稱及び組織を定めることを目的とする。
- 第二條 消防本部は、廣島市消防局(以下「局」という。)(と稱し、廣島市大手町八丁目一四番地の一に置く。
- 第三條 局に左の職員を置く。
- 消防長
 - 消防司令長
 - 消防司令
 - 消防司令補
 - 消防士長
 - 消防士
 - 事務吏員
 - 技術吏員
 - その他の職員

- 第四條 局に局長及び次長を置く。
- 局長は、消防長を以てこれに充てる。
- 次長は、消防司令長を以てこれに充てる。
- 第五條 局長は、市長の命を受けて消防事務を統轄する。次長は、局長を補佐し、局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 第六條 局に次の課を置く。
- 総務課 消防課

- 第一條 人事及び給與に關すること。
- 第二條 庶務及び會計に關すること。
- 第三條 職員の教養及び厚生に關すること。
- 第四條 消防團に關すること。
- 第五條 他課の主管に屬しないこと。
- 消防課
- 一 予防及び消防に關すること。
- 二 消防施設及び機械に關すること。
- 三 消防訓練に關すること。
- 第七條 課に課長を置く。
- 課長は、消防司令長又は消防司令を以てこれに充てる。
- 課長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 課長に事故あるときは、所管係長がその職務を代理する。
- 第八條 課に次の係を置く。
- 総務課
- 庶務係
- 教養係
- 會計係
- 消防課
- 予防係
- 消防係
- 機械係

第九條 係の事務分掌は、次の通りとする。

- 總務課
- 庶務係
- 職員の内免、賞罰その他身分に關すること。
 - 職員の前給與に關すること。
 - 恩給及び扶助料に關すること。
 - 公務災害補償に關すること。
 - 消防費與に關すること。
 - 職員の勤務配置に關すること。
 - 公印の管守に關すること。
 - 職員の保健及び福利、厚生に關すること。
 - 消防團訓に關すること。
 - 局事業の綜合計画に關すること。
 - 文書の收發、編纂、保存に關すること。
 - 消防後援團体に關すること。
 - 諸會議に關すること。
 - 不動産の管理及び營繕に關すること。
 - 局長の特命に關すること。
 - 消防團に關すること。
 - 他の課の係の主管に屬しないこと。
- 教養係
- 職員の服制に關すること。
 - 職員の仕事、規律に關すること。
 - 職員の教養、監察に關すること。
 - 警備の管理に關すること。
- 會計係
- 予算及び決算に關すること。
 - 物品の用納保管及び処分に關すること。
 - 給貸與品に關すること。
 - 職員の前給及ば給與金の請求並びに支給に關すること。
 - その他諸收入並びに支出に關すること。

消防課

- 予防係
- 建築物認可確認の同意に關すること。
 - 火災原因調査並びに鑑識に關すること。
 - 火災予防宣傳啓蒙及び資料の蒐集に關すること。
 - 予防上の措置並びに危険物取扱等の指導及び許認可に關すること。
 - 危険物取扱主任者及び映寫技術者の試験及び免許に關すること。
 - 自衛消防計画樹立及び防火責任者の指導に關すること。
 - 氣象情報の記録並びに火災警報に關すること。
- 消防係
- 消防警備の計画に關すること。
 - 消防地水利に關すること。
 - 消防出動に關すること。
 - 消防戰術の訓練及び指導に關すること。
 - 消防通信施設並びに運用に關すること。
 - 應援協定に關すること。
 - 消防諸統計に關すること。
- 機械係
- 消防用自動車等の登録、車輛の検査に關すること。
 - 主力消防機械の配置及び運用に關すること。
 - 消防機械の整備並びに監督指導に關すること。
 - 消防機械器具の改善、研究に關すること。
 - 乗用車、側車、トラック、三輪車等の運用に關すること。
 - 消防用自動車の燃料の管理に關すること。
 - 消防自動車及び器材の企画に關すること。
 - 消防機械器具の管理に關すること。
 - 機關技術員等の教養、訓練に關すること。
 - 係長は、消防司令補、消防主事又は消防士長を以てこれに充てる。

廣島市規則第五十一號

- 廣島市工事執行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 昭和二十六年十月一日
- 廣島市長 濱 井 信 三
- 廣島市工事執行細則の一部を改正する規則
- 廣島市工事執行細則 昭和十年二月廣島市告示甲第六號(の一部を次のように改める。
- 第二十一條及び附則中「本細則」を「この規則」に改める。
- 第二號様式第二十五條第一項中「遅延利息」を「違約金」に改め、同條第二項を次のように改める。
- 前項の違約金は、遅延日數一日につき契約金額の千分の一とする。
- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 廣島市消防吏員給與品及び貸與品規則をここに公布する。
- 昭和二十六年十月一日
- 廣島市長 濱 井 信 三

告示

廣島市告示第五十一號

昭和二十六年九月二十五日

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行者

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行地区内の別紙土地所有者廣瀬八重子外六名關係者田中政一外二名に對する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居住不受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行地区内の貴殿所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。一、この通知を受けた日の翌日から換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になつたもの、また道路公園その他公共用地になつたものについては、おつて調査の上移轉方通知する。一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまでその土地を使用することができない。それまでの間従前の土地が使えるかと言えども又使えないことになる。又従前の土地に建物其他工作物があるときはこれを取除くまでは換地予定地を使用することができない。現左道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益ができていない。これ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆくの土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せらるべきである。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合

廣島市議會の議決を経て、廣島市金庫事務を取扱う者を、左記の通り定める。

一、株式会社 廣島銀行

廣島市告示第五十五號

昭和二十六年十月一日

廣島市長 濱井信三

取扱い行

Table with columns for branch names and locations. Includes 廣島銀行, 京橋支店, 向洋支店, 仁保支店, etc.

廣島市告示第五十六號

昭和二十六年十月二日

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行者

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行地区内の別紙土地所有者廣瀬八重子外六名關係者田中政一外二名に對する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居住不受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合、は、當方に連絡し協議の上でないと不測の御迷惑を生ずる事がある。

公示送達に關する調書

Table with columns: 町名, 地番, 表示符號, 住所, 土地所有者, 姓名, 住所, 係者, 姓名, 事由, 摘要. Lists various land parcels and their owners.

廣島市告示第五十二號

昭和二十六年九月二十九日

廣島市長 濱井信三

左記の通り、定例市議會を招集する。一、招集日時 昭和二十六年十月六日午前十時 一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第五十三號

左記の者は廣島市指定水道工事店の指定を取消す。

廣島市告示第五十四號

昭和二十六年十月一日

廣島市長 濱井信三

規定による換地予定地指定については、居住不明、受領拒否、その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區畫整理施行地区内の貴殿所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつたものについては、おつて調査の上移轉方通知する。一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまで、その土地を使用することができない。それまでの間従前の土地が使えるかと言えども又使えないことになる。又従前の

土地に建物其他工作物があるときはこれを取除くまでは換地予定地を使用することができない。現左道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益ができていない。これ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆくの土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せらるべきである。

公示送達に關する調書

Table with columns: 町名, 地番, 表示符號, 住所, 土地所有者, 姓名, 住所, 係者, 姓名, 事由, 摘要. Lists various land parcels and their owners.

廣島市告示第五十七號

昭和二十六年十月五日
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區整理施行者
廣島市長 濱井信三

換地予定地指定通知書
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區整理施行地区内の貴
殿所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條の
規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

一、換地予定地に他人の建築物その他工作物があるときは、
それ等の建築物及び工作物の移轉が完了するまで、その土
地を使用することができない。それまでの間、換地予定地が使
えるかと言えども又使えないことになる。又従前の
土地に建築物その他工作物があるときはこれを取除くまで
は換地予定地を使用することができない。現在道路の一部又は
全部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益がで
きない。これ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合
は、當方に連絡し協議の上でないこと不測の御迷惑を生ず
る事がある。
二、調書及び圖面記載の坪数は將來多少増減することがあ
る。

Table with columns: 町名, 地番, 示符, 土地所有人名, 關係者名, 事由, 摘要. Lists land parcels and their owners/relations.

廣島市告示第五十八號

十月八日市議會の議決を經た昭和二十六年度廣島市特別
會計建設費入出予算追加の要領は次の通りである。
但しこの予算は即日これを施行する。
昭和二十六年十月八日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第五十九號
十月十一日市議會の議決を經た昭和二十六年度廣島市歳
入出予算追加の要領は次の通りである。但しこの予算は即
日これを施行する。
昭和二十六年十月十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第六十號

昭和二十六年十月十二日
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區整理施行者
廣島市長 濱井信三

換地予定地指定通知書
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區整理施行地区内の
別紙土地所有者林井外八名、關係者市元靜男外八名に對

換地予定地指定通知書
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區整理施行地区内の
貴殿所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條
の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

Table with columns: 町名, 地番, 示符, 土地所有人名, 關係者名, 事由, 摘要. Lists land parcels and their owners/relations.

Table with columns for location (e.g., 新川場町, 紙屋町), person name (e.g., 山田彌太郎, 紙屋町一七), and other details. Includes a note '以上十八名'.

訓令

廣島市訓令第十六號

廣島市建設局下水課守衛勤務規程を次のように定める。昭和二十六年九月二十六日

- 廣島市長 濱 井 信 三
第一條 守衛の勤務は、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。
第二條 守衛は、本市職員たることを自覺して、忠實に勤務しなければならない。
第三條 守衛の職務は、概ね、次の通りとする。
一 臨門の開閉
二 火災、盜難の防止
三 臨門出入者の監視
四 文書の處理並びに外來者との應對

- 五 構内各所の巡視警戒
六 勤務日誌の記載
第四條 守衛は、交代で勤務し、引継ぎを厳重にしなければならない。
第五條 晝間は、正門を開き、夜間はこれを閉じる。
第六條 晝間、夜間を問わず、隨時構内を巡視し、建造物の戸締りを厳重にして物品の保管に注意し、特に、夜間は盜難の防止に勤め、異状を認めるときは、直ちに、係員に報告しなければならない。
第七條 守衛は、火災その他非常災害發生の場合には、下水課長の指揮に従ひ自己の最善を盡して、被害の擴大を防止し、重要書類の搬出に努めなければならない。
第八條 構内に入出入りする者は、これを取調べ、必要ある者の外は、みだりに通行させてはならない。
第九條 特に夜間の臨門通行者については、住所、氏名及び事由をただし、参考事項とともに勤務日誌に記載しなければならない。

- 第八條 物品の搬入出は、日誌に記載し、搬出にあつては下水課長又は、係員の証明のないものは、出門させてはならない。
第九條 日誌は、翌日下水課長に閲覧しなければならない。
第十條 文書を受けたときは、直ちに、係員に差し出し、外來者があるときは、用件を尋ね、丁寧に係員に案内しなければならない。
第十一條 守衛は、勤務中成規の隨筆をつけなければならない。

廣島市訓令第十九號の二

廣島市福祉事務所庶務規程を次のように定める。昭和二十六年十月一日

- 廣島市長 濱 井 信 三
廣島市福祉事務所庶務規程
第一條 廣島市福祉事務所(以下「所」という。)の組織及び庶務については別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。
第二條 所に次の係を置く。
庶務係
保護係
第三條 各係の分掌事務は次の通りとする。
庶務係
一 公印の管守に關すること。
二 所の人事及び給與に關すること。
三 文書の收發及び保存に關すること。
四 所の予算・決算に關すること。
五 所の企画に關すること。
六 記録・統計、廣報に關すること。
七 他係の所管に屬しないこと。

- 保護係
一 生保護法の施行に關すること。
二 児童福祉法の施行に關すること。
三 身体障害者福祉法の施行に關すること。
四 民生委員法の施行に關すること。
五 社會福祉に必要な調査に關すること。
第四條 所長は上司の命を受けて所務を掌理し所員を指揮監督する。
第五條 係に係長を置く。
第六條 係長は所員の命を受けて、その所屬事務を處理し所員を指揮監督する。
第七條 所長は左に掲げる事項を専決する。
一 廣島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日訓令第七號の二)第十條中「課長共通事項」に關すること。
第七條 所の公印は次の通りとする。

Table with columns: 公印名, 形状, 書体, 寸法. Rows for 廣島市福祉事務所 and 廣島市福祉事務所長印.

廣島市訓令第三十一號

廣島市建設局下水課守衛勤務規程を次のように定める。昭和二十六年十月六日

廣島市長 濱 井 信 三

- 市長の事務部に勤務する職員の勤務時間に関する規程
一 この規程の目的
第一條 この規程は、職員の勤務時間及び休暇等に關する條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十三號)第二條第三項及び職員の勤務時間及び休暇等に關する規則(昭和二十六年八月十一日廣島市規則第三十二號)第二條第二項の規定に基づき、市長の事務部に勤務する職員(臨時雇用職員を含む。以下「職員」という。)の勤務時間について定めることを目的とする。
第二條 職員の勤務時間は、次の通りとする。
月曜日から金曜日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで。但し、午後零時十五分から午後一時までの間は、休憩時間とする。
土曜日
午前八時三十分から午後零時三十分まで。
(休息時間)
第三條 前條の勤務時間のうち、午後零時から午後零時十五分まで及び午後五時から午後五時十五分までの間は、休息時間とする。但し、土曜日は、午後零時十五分から午後零時三十分までの間とする。
(勤務時間の特例)
第四條 特殊の勤務に従事するため前二條の規定により離職員の勤務時間は、別に定める。

廣島市訓令第二十三號

廣島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日訓令第七號の二)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十月一日から適用する。昭和二十六年十月十二日

廣島市長 濱 井 信 三

- 第十條中「産業局商工課長」の「第三號」を次のように改める。
一 旅客運車兩運送事業の届書に關すること。
二 同條中「厚生局社會課長」を次のように改める。
一 社會福祉施設の運営指導に關すること。
二 復員引揚及び將校名簿に關すること。
三 漂流物に關すること。
四 質屋流賃物の處分に關すること。
五 接産物査に關すること。

廣島市訓令第二十八號

昭和二十六年行幸啓事務廣島市事務局規程を次のように定める。昭和二十六年十月二十日

- 廣島市長 濱 井 信 三
第一章 總則
第一條 行幸啓事務處理のため、臨時に市役所内に行幸啓事務局(以下事務局という。)を設け左の職員を置く。
事務局長
事務局次長
係長
副係長
班長
副班長
班員

第二條 事務局長には高山助役、事務局次長には坂田助役を充て、これに充てる。
事務局長は行幸啓關係全般の事務を掌理する。
事務局次長事務あるときは、事務局次長がその職務を代理する。
第三條 係長、班長及び副班長には第五條に掲げる職にある者を充て、これに充てる。

班員は班長がこれを命ずる。
 第四條 係長は、事務局長の命を受け、各々の主管事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
 班長及び副班長は、上司の命を受け、各々の主管事務を掌理する。
 班員は上司の命を受け、事務に従事する。

第二章 事務分掌

- 第五條 事務局に左の係及び班を置く。
- 一 総務係 係長 総務局長
 庶務班 班長 庶務課長
 連絡班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 二十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 三十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 四十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 五十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 六十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 七十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 八十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十一 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十二 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十三 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十四 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十五 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十六 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十七 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十八 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 九十九 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長
 - 一百 庶務班 班長 庶務課長
 副班長 戸籍係長
 副班長 戸籍課証明係長

- 庶務班
- 一 行幸啓事務の総合的連絡調整に關すること。
 - 二 御視察箇所及び御日程に關すること。
 - 三 配車に關すること。
 - 四 警備關係の連絡に關すること。
 - 五 他の係、班の主管に屬しないこと。
- 連絡班
- 一 部外との連絡調整に長すること。
 - 二 御視察箇所の調度品整備状況の連絡に關すること。
 - 三 各種団体及び生徒児童の奉送迎に關すること。
 - 四 市議會關係者の奉送迎に關すること。
 - 五 報導記録班
- 報導記録班
- 一 行幸啓記録編纂その他記録蒐集に關すること。
 - 二 一般市民の奉送迎の廣報に關すること。
 - 三 報導班員との連絡に關すること。
 - 四 喜生園における記録寫真及び寫眞班との連絡に關すること。
- 工務係
- 一 道路、橋梁等、清掃及び補修に關すること。
 - 二 御視察箇所の營繕に關すること。
 - 三 下水班
 - 四 御道筋及び御視察箇所の下水の清掃補修に關すること。
- 御視察並びに防疫係
- 一 喜生園における行幸啓に關すること。
 - 二 喜生園における奉迎者案内に關すること。
 - 三 本川小學校における行幸啓に關すること。
 - 四 防疫衛生班
 - 五 一行在所、御視察競技場及び御道筋の清掃、衛生に關すること。

命令

- この規程は、行幸啓事務の終了と同時に廢止する。
- 附則
- 一 行幸啓關係者の健康状態調査に關すること。
 - 二 一般防疫に關すること。
 - 三 一般防疫に關すること。
- 第七條 各班長は、班員を任命し常に班員に對し擔任事務を周知せしめるものとする。
- 第八條 各班長は準備事務の計画並びに處理状況をその部度総務係長（総務班班長）へ報告するものとする。
- 第九條 この規程に定めるものの外事務處理については、本總の例による。
- 附則
- この規程は、行幸啓事務の終了と同時に廢止する。
- 事務分掌
- 一 庶務係 係長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 二十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 三十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 四十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 五十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 六十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 七十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 八十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十一 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十二 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十三 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十四 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十五 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十六 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十七 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十八 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 九十九 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保
 - 一百 庶務班 班長 森弘 事務分掌 伴谷 保

雑報

社會福祉主事に補する
 福社事務所勤務を命ずる

事務員
 川本 繁吾
 滋野 修三
 川本 徳一
 岡田 弘
 馬野 駿
 石井 悟
 平田 毅
 吉田 殿
 井上 清
 近藤 吉廣
 中野 政記
 武田 要

島市事務吏員に任命する
 社會福祉主事に補する
 福社事務所勤務を命ずる

昭和三十二年十月一日（各通）

事務員
 藤原 勇

第五民生委員事務所長兼務を命ずる
 昭和三十二年十月一日

事務員
 木下 完

昭和三十二年十月十日

事務員
 中村 正忠

昭和三十二年十月八日

技術吏員
 中川 行夫
 山田 康平
 林 和夫
 内藤 修

衛生管理者に選任する
 昭和三十二年十月二十日

- 十月定例市議會において左記の通り議決された
- （十月八日）
- 一 第百十七號議案 昭和三十二年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加 原案可決
 - 二 第百十八號議案 廣島市保健所核検査協議會條例制定について 原案可決
 - 三 第百十九號議案 町名設定変更に関する調査特別委員會議設置要領についての發議 決定
 - 四 第百二十號 中島町立退に對し善處要領について 閉會中審査
 - 五 第百二十一號 向西館移轉要領について 全 右
 - 六 第百二十二號 宇品中學校々舎増築要領について 全 右
 - 七 第百二十三號 昭和三十二年廣島市歳入出予算追加中歳出第百十七款災害復舊費 委員會付託
 - 八 第百二十四號 昭和三十二年廣島市歳入出予算追加 原案可決
 - 九 第百二十五號 廣島市の地域給改訂について 採 擇
- 十月十一日
- 第百二十六號議案 昭和三十二年廣島市歳入出予算追加
- 第百二十七號 廣島市の地域給改訂について

出張所管區域別人口及び世帯状況
 （昭和二十六年二月一日現在）

出張所別	人口	世帯	同上前月との比較
牛田	八、九七七	一、三三三	△
尾長	一、三三三	二、三三三	△
青崎	九、五五五	二、三三三	△
段原	二、一八八	一、三三三	△
比治山	一、七〇〇	一、三三三	△
仁保	五、七九六	一、三三三	△
大河	一、二〇〇	一、三三三	△
大賀	一、二〇〇	一、三三三	△
宇品	二、四一〇	一、三三三	△
似島	二、三三三	一、三三三	△
基町	二、七八九	一、三三三	△
中央	三、八五六	一、三三三	△
十日市	二、〇〇〇	一、三三三	△
舟入	一、三三三	一、三三三	△
觀音	一、三三三	一、三三三	△
己斐	一、三三三	一、三三三	△
三津	一、三三三	一、三三三	△
草津	一、三三三	一、三三三	△

戸籍上の市勢 (昭和二十六年九月分)

種別	同上一日分		前年同差	引減
	最大	最小		
種別	1,423	1,311	1,423	1,423
婚姻	100	100	100	100
出生	1,423	1,311	1,423	1,423
死亡	1,423	1,311	1,423	1,423
寄留届	1,423	1,311	1,423	1,423
用寄留届	1,423	1,311	1,423	1,423
謄抄本請求	1,423	1,311	1,423	1,423
印鑑照査	1,423	1,311	1,423	1,423
身分證明	1,423	1,311	1,423	1,423
戸籍閲覧	1,423	1,311	1,423	1,423

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出したもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分で、その他は二十六日分で計算したもの

外

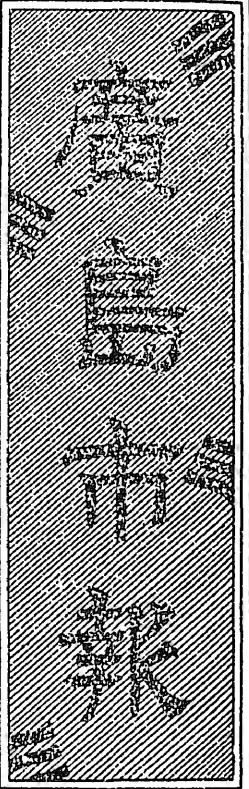
昭和二十六年十月五日發行

發行所

廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

他は二十六年十一月五日



外 號

昭和二十六年十一月五日發行

(月 曜 日)

發行所 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話 中二三五一番 中二六〇六番 中三〇九四番 中三七〇五番 中三七一六番 中一六五七番 中一六五八番 (市會事務局) (秘書課) (會計課)

目次

- ◎教育委員會議規則.....二
- ◎教育委員會議訓令.....三
- ◎選舉管理委員會告示.....四
- ◎公安委員會告示.....五
- ◎警察本部訓令.....七
- ◎監査結果公表.....七

◎教育委員會議規則

廣島市教育委員會議事決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年五月二十二日

廣島市教育委員會議事決裁規則の一部を改正する規則

委員長 小川 早苗

廣島市教育委員會議事決裁規則の一部を改正する規則

廣島市教育委員會議事決裁規則(昭和二十五年十二月十四日廣島市教育委員會議事決裁規則第五號)の一部を次のように改正する。

- 第一條 廣島市教育委員會議事決裁規則(昭和二十五年十二月十四日廣島市教育委員會議事決裁規則第五號)の一部を次のように改正する。
- 第二條 第九條の次に欠の一號を加える。
- 十 委員會において議決した契約の締結に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月八日

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則

委員長 小川 早苗

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則

廣島市教育委員會議事分掌規則(昭和二十六年二月一日廣島市教育委員會議事分掌規則第八號)の一部を次のように改正する。

- 第二條 「社會教育課」の「文化係」の分掌事務中第六號を削り、第七號以下を順次繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月二十日

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則

委員長 小川 早苗

廣島市教育委員會議事分掌規則の一部を改正する規則

廣島市教育委員會議事分掌規則(昭和二十五年十二月十四日廣島市教育委員會議事分掌規則第五號)第一條第四號に基き、市立學校の使用教科書採擇に關し教育長の諮問に應ずるため、廣島市教育委員會議事分掌規則(以下審議委員會という。)を改める。

第二條 審議委員會は、委員若干名を以て組織する。

委員は次に掲げるものの中から、教育長の推せんにより、教育委員會が任命又は委嘱する。

- 一 學校長
- 二 教員
- 三 P.T.A.代表
- 四 學識経験者
- 五 事務局職員

第三條 委員の任期は、任命又は委嘱の日よりその年度末までとする。

第四條 委員長は、指導課長をもつてあつて、委員長は、會務を掌理し、審議委員會を代表する。

第五條 委員長に事故あるときは、委員長のおらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第六條 審議委員會は、必要に應じて校長又は教員に對し資料の提出を求めることができる。

第七條 審議委員會の會議は、委員長が招集し、議長となる。

第八條 審議委員會の三分の二以上が出席しなければ、開くことができない。

第九條 議長は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決することによる。

第十條 審議委員會の職務は、廣島市教育委員會議事分掌規則第七條で處理する。

第十一條 前各條で定めるものの外、審議委員會について必要な事項は、教育長が定める。

この規則は公布の日から施行する。

廣島市教育委員事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年八月二十三日 廣島市教育委員 小川 早苗

廣島市教育委員事務分掌規則第七號

廣島市教育委員事務分掌規則（昭和二十六年二月一日廣島市教育委員事務分掌規則）の一部を次のように改正する。

- 第二條「総務課」の事務分掌を次のように改める。
「庶務係」の分掌事務第九號中「起債契約」を削る。
「経理係」の分掌事務第六號中「校長、教員その他教育機関の職員」を「市費支給にかかわる校長、教員その他教育機関の職員」に改め、第八號及び第九號を削り、第十號を第八號とし、同號「公立学校」の前に、「市費関係の」を、第八號の次に次の一號を夫々加え、第十一號を第十號とする。
九 請負工事入札及び契約に關すること。
「學事係」の分掌事務第四號の次に、次の三號を加え、第五號を第八號とし、以下順次繰り下げる。
五 縣費支辨にかかわる校長、教員その他教育機関の職員との請負契約その他に關すること。
六 學校その他の教育機関の職員の恩給基金及び國庫納金に關すること。
七 縣費関係の公立學校共済組合に關すること。

この規則は公布の日から施行する。

◎教育委員會訓令

廣島市教育委員會訓令第三號

職員をその意に反して降任し又は免職する場合の具体的基準の設定について

- 一 地方公務員法第二十八條第一項の規定により、職員をその意に反して降任し又は免職する場合の具体的基準
1 正當な理由なく無届欠勤をした者
2 正當な理由なく遅刻、早退、私事外出又は欠勤が重なる者
3 勤務時間中私用、雑談、無断離席、職務に關係ない読み書きをする等勤務態度の悪い者

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月一日 廣島市教育委員 宮川 造

廣島市教育委員會訓令第四號

教育委員會事務局に勤務する職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

- 第一條 この規程は、職員の勤務時間及び休暇等に關する條例、昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十三號（第二條第三項及び職員の勤務時間及び休暇等に關する規則、昭和二十六年八月十一日廣島市規則第三十二號、第二條第二項の規定に基づき、教育委員會事務局に勤務する職員（臨時雇用職員を含む。）以下職員という。）の勤務時間について定めることを目的とする。
第二條 職員の勤務時間は、次の通りとする。
月曜日から金曜日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで。但し、午後零時十五分から午後一時までの間は、休憩時間とする。土曜日

この規程は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月五日 廣島市教育委員 宮川 造

昭和二十六年十一月五日

く、公正な民意により、地方の實情に即應した運営を期する責任をなす本市教育委員會は、有能にして服務に忠實な職員により誠實且つ公正に職務が執行されることによつて、はじめてその責を果すことができるのである。従つて、常に職員の職務に對する情熱の高揚に意を用いることにも、一職員の中に怠惰、無能、非能率その他勤務成績のよくない者、あるいは職務遂行に對しての適格性を欠くに至つた者等のある場合には、これを降任し又は免職し、もつて職場の秩序の維持と能率の發達に努めなければならぬ。

地方公務員法第二十八條第一項には、職員をその意に反して降任し又は免職することができるときは、規定してあるのであるが、ここにこの規定に該當する場合の具体的基準を次のように定め、もつて規定の解釋を統一して、疑義をからしめることに、これらの條件に該當する職員に對しては、随分適切な措置を講ずる方針であることを明らかにし、この趣旨が、部内一般に徹底して、職員の勤務能率の増進及び業務の促進に大なる効果をもたらすことを切望する。

なお、教育職員に對しては、その職務態様の特殊性にかんがみ、一應この基準を別に勤務評價表の作成ともあわせてその具体的基準を設定したるが、この訓令の意圖するところについては十分なる徹底が期せられたい。

昭和二十六年九月十八日 廣島市教育委員 宮川 造

◎選挙管理委員會告示

廣島市選挙管理委員會告示第五九號

廣島市選挙管理委員會を左記に依り開催する。
昭和二十六年九月三日 廣島市選挙管理委員會 委員長 井 憲太郎

- 一、日時 昭和二十六年九月六日午後二時
二、場所 廣島市役所
三、議題 廣島市選挙管理委員會規程の一部を改正について

廣島市選挙管理委員會規程の一部を改正する規程
廣島市選挙管理委員會 委員長 井 憲太郎

廣島市選挙管理委員會規程（昭和二十六年十一月三十日廣島市告示甲第九號）の一部を次のように改正する。
第十六條中選挙課の「内務係」を削除する。
第十七條分掌事務「庶務課庶務係」の人事に關する事項を「一局の人事に關する事項」に改め左の一項を加える。

一 一局の庶務に關する事項
經理係の「予算及び決算に關する事項」を「一局の予算及び決算に關する事項」に改め左の一項を加える。

一 一局の収入及び支出命令に關する事項
選挙課「内務係」の分掌事務を削除し、東部調査係、中部調査係、西部調査係各共通事項の次に左の通り加える。

- 4、法令、條例、規則、規程又は上司の職務上の命令、指示に忠實に従わない者
5 職務上の研究、修習の熱意を欠き勤務能率のばなばなしく悪い者
6 勤務怠慢で業務に對する誠意を認め得ない者
7 勤務に關する手續き又は届出を俟つた者
二 第二號（心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合）に該當する者
1 老衰のため勤務能率がばなばなしく悪い者
2 その他心身の故障のため勤務能率が悪く職場配置の困難な者

- 三 第三號（前二號に規定する場合の外、その職に必要な資格性を欠く場合）に該當する者
1 その職に必要な資格、要件にはばなばなしく欠ける者
2 情實、因縁に頼り保身策を講ずる者
3 派閥を結び組織秩序を亂す者
4 職務を利用し利慾にばしる者
5 職場の風紀をいさざるしく害する者
6 はなばなしく怠惰、非協同的で職場配置の困難な者
7 監督的地位の職にある者で無氣力、無責任、消極的で統率力及び指導力に欠ける者

第四號（職制若しくは定数の改廢又は予算の減少により降任又は過員を生じた場合）に該當する者
前三號の基準に準じてその都度別に定めるものとする。
「参考」
地方公務員法抜粋
第二十八條 職員が左の各號の一に該當する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務成績が良くない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二號に規定する場合の外、その職に必要な資格性を欠く場合

東部調査係
一 政治資金規正法に關する事項
一 選挙の結果報告に關する事項
一 課内文書、簿冊等の整理保存に關する事項
一 その他課内庶務一般に關する事項
中部調査係
一 選挙の諸証明に關する事項
西部調査係
一 諸統計及び諸調査に關する事項
第十八條中「主任（又は係長）、副主任」を「係長」に改める。
第十九條中書記の次に「事務員（臨時の職員を除く）」を加える。
第二十一條中「主任（又は係長）、副主任」を「係長」に改める。

この規程は公布の日から施行する。
附則
廣島市選挙管理委員會 委員長 井 憲太郎

廣島市選挙管理委員會告示第六十三號
基本選挙人名簿を廣島市役所において十一月五日より十五日間縦覧に供する。
昭和二十六年十一月一日 廣島市選挙管理委員會 委員長 井 憲太郎

廣島市選挙管理委員會告示第六四號
安藝海防漁業調整委員會委員選挙人名簿を廣島市役所において十一月五日より十五日間縦覧に供する。
昭和二十六年十一月一日 廣島市選挙管理委員會 委員長 井 憲太郎

廣島市選挙管理委員會告示第六五號

政治資金規正法第十七條の規定による報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年十一月五日

委員長 平井憲太郎

種別	政治資金規正法第十七條による報告書	種類	自昭和二十六年四月六日
一、	期 間	至昭和二十六年十月十日	
二、	報告書の要旨		

種別	政治資金規正法第十七條による報告書	種類	自昭和二十六年四月六日
一、	期 間	至昭和二十六年十月十日	
二、	報告書の要旨		

種別	政治資金規正法第十七條による報告書	種類	自昭和二十六年四月六日
一、	期 間	至昭和二十六年十月十日	
二、	報告書の要旨		

種別	政治資金規正法第十七條による報告書	種類	自昭和二十六年四月六日
一、	期 間	至昭和二十六年十月十日	
二、	報告書の要旨		

公安委員会告示

廣島市公安委員会告示第八號

金屬屑業條例施行細則を次のように定める。
昭和二十六年八月十日
廣島市公安委員会

- 一、種類 政治資金規正法第十七條による報告書
- 二、期間 自昭和二十六年四月六日 至昭和二十六年十月十日
- 三、報告書の要旨

(様式第一號) 届済登記事項異動届

業者又は従業者 氏名

異動区分 新

右の通り記載事項に異動を生じたから届済登録添付の上届け出ます

年 月 日

廣島市公安委員会 右 氏 名

(様式第二號) 届済登録再交付届

業者又は従業者 氏名

一、業者又は 住所(本籍) 氏名

二、營業所の名称並に所在地 氏名

三、届済登録の番號及び交付年月日

四、事故の区別

五、事故の概要

右の通りでありませうから再交付して載せたい

年 月 日

廣島市公安委員会 右 氏 名

六、再交付の要否 右の通りでありませうからお届けします
年 月 日 右 氏 名

廣公委告示第九號

昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一號、道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に關する必要な制限の一部を次の通り改正する。
昭和二十六年八月十七日
廣島市公安委員会

- 一、のちを
「廣島市横川町一丁目一〇五六番地先横川橋北詰より全市全町三丁目七七〇ノ一番地先迄の間
取馬(但し自轉車を除く)北行通行禁止」に改める。
一のりな次の通り定める。
「廣島市已斐西本町二四九六番地先觀音橋北詰より全市已斐中本町二五三九番地先迄の間取馬(但し自轉車を除く)の通行禁止」
附 則
この告示は公布の日からこれを施行する

警察本部訓令

廣警本訓乙第一四號

廣島市警察結核予防規程を次の通り改める。
昭和二十六年十月一日
廣島市警察本部長

- 廣島市警察結核予防規程
- (總則)
- 第一條 廣島市警察職員(以下職員という。)で結核性疾患にかつた者に對する取扱いは、この規程の定めるところによる。
 - (健康診断)
 - 第二條 警察本部長(以下本部長という。)は毎年一回以上職員に對して健康診断を行ふものとする。
 - 第三條 健康診断實施の時期方法はその都度これを定める。
 - (健康診断實施後の措置)
 - 第三條 本部長は健康診断の結果、結核性疾患と判定された者に對しては、その病状又は本人の在勤期間その他の平素の勤怠状況等により一ケ年間の範囲内に於て休養を命じ若しくはこれを與えないことが出来る。
 - 前項の命令による休養のため職務を執行することが出来ない者に對してはその期間中俸給を支給する。
 - 本部長が定める休養期間經過後は休養を命ずる。
 - 休養の期間は三年を越えない範囲内に於て休養を要する程度に應じ個々の場合について本部長が定める。
 - 前項の規程により定められた休養の期間が三年に満たない場合にはその休養を發令した日から引續き三年を越えない範囲内においてこれを更新することが出来る。
 - (登壇及び復職許可申請)
 - 第四條 命令により休養(休職)中のものが全治し勤務(復職)しようとするときは主治醫の診断を受け登壇許可申請書(復職許可申請書)を所屬長を経て本部長に申請するものとする。
 - (給與期間の通算)
 - 第五條 結核性疾患にかかり休養を命ぜられた者が病状を治し登壇を許可され滿二ケ年以内に更に同一疾病にかかりたるときは、第三條の規程に準じ前投の期間を通算するものとする。
 - (所屬長及び衛生管理者の措置)
 - 第六條 診断の結果休養を命ぜられたもの及び要注患者と

- 一、この規程は昭和二十六年十月一日よりこれを施行する。
 - 廣島市警察結核予防規程(昭和二十五年三月十五日廣警本訓第一三號)は昭和二十六年九月三十日をもつて廢止する。
- 廣島市警察結核予防規程施行細則
- 第一條 廣島市警察結核預防規程(以下規程という。)による警察職員(以下職員という。)の休養の手續についてはこの細則の定めるところによる。
 - 第二條 職員は規程第三條第一項による結核性疾患と診断されたときは選滞なく第一號様式の休養申請書に、第二號様式の診断書を添付し所屬長を経て警察本部長(以下本部長という。)に願出でなければならぬ。
 - この場合休養を要するに認められる者に對しては第三號様式の休養命令書を交付する。
 - 前項により休養を命ぜられた者は毎月一回主治醫の診断を受けその結果を所屬長を経て本部長に願出でなければならぬ。本部長はこれに基き必要と認める場合は第四號様式の診断指示書により受診醫、受診項目等を指示し第五號様式による診断を受けさせることが出来る。
 - 前二項により休養を命ぜられたその期間が満了しても尚就業することができない状態にあるときはその期間満了の十日前までに第六號様式の休養期間延長願を所屬長に

經て本部長に提出しなければならぬ。
4 所屬長は規程第三條及び第五條並びに第七條に基く申請書を受理したときは事實調査の上意見を附して本部長に進達するものとする。
第三條 規程第三條第三項による休養期間經過後の休職者については第七號様式の辭令を交付する。
第四條 命令による休養(休職)中の者が全治し登壇(復職)せんとするときは第八號様式の登壇許可申請書又は第九號様式の復職申請書提出するものとする。

2 所屬長は前項による申請書を受理したときは専門醫師を指定して更に受診せしめ完全快復した證明となるべき診断書を添付意見を附して本部長に進達するものとする。
3 前二項による休養者の解除命令は第十號様式、休職者の復職命令は第十一號様式によるものとする。
附則
1 この細則は昭和二十六年十月一日よりこれを施行する。
2 昭和二十五年三月十五日廣本警第三〇〇號は昭和二十六年九月三十日よりこれを廢止する。

第一號様式 休養申請書
一、病名
二、精密健康診断を受けた醫師名(又は病院名)
三、治療についての希望事項
(一)主治醫として希望する醫師名(又は病院名)及び住所又は所在地
右の通りでありますから別添精密健康診断書を添え休養をお願い致します。
昭和 年 月 日 右 氏 名 印
警察本部長 殿

第二號様式 診断書
一、病名
二、既往症(既往において罹つた著患)
(ツベルクリン反應陽性轉化の發見せられた)年月日
三、發病年月日(發病初頭の症狀)
四、現症
1 胸部理學的所見
2 自覺症狀(倦怠感)(疲勞感)(盜汗)(食慾)
3 喀痰量(性状)(結核菌の有無)
4 咳嗽
5 体重
6 体温
7 顔色
8 エツキス線所見
(結核陰影の範圍)
(空洞の有無)
(レントゲン大型フィルム添付)
9 赤血球の沈降速度 一時間値 耗
二時間値 耗
五、痰勢(停止性)(運行性)(進行性)
六、缺勤休養を必要とする期間
右の通り診断する から まで
昭和 年 月 日 醫師 印
第三號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察結核予防規程第 條により向う 間休養を命ずる
昭和 年 月 日 廣島市警察本部長

第三號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

第四號様式 診断指示書
一、受診醫
二、受診項目並びにその内容
廣島市警察結核予防規程施行細則第二條第二項の規程により右の通り指示する。
昭和 年 月 日 廣島市警察本部長

第五號様式
一、病名
二、精密健康診断を受けた醫師名(又は病院名)
三、治療についての希望事項
(一)主治醫として希望する醫師名(又は病院名)及び住所又は所在地
右の通りでありますから別添精密健康診断書を添え休養をお願い致します。
昭和 年 月 日 右 氏 名 印
警察本部長 殿

第六號様式 休養期間延長願
一、病名
二、健康診断を受けた醫師名、又は病院名、及びその年
所屬部署名 階級 氏名
警察本部長 殿

三、休養期間延長の理由
四、現に治療を受けている醫師名(病院名)及び住所、又は所在地
五、治療についての注意事項
右の通り休養期間の延長をお願い致します。
昭和 年 月 日 右 氏 名 印
警察本部長 殿
第七號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

第八號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

第九號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

昭和 年 月 日より 間休職中の處病狀全治致しましたので、復職許可下さいませよう別紙の通り完全治癒したことを證明する醫師の診断書を添付申請致します。
復職許可申請書
昭和 年 月 日より 間休職中の處病狀全治致しましたので、復職許可下さいませよう別紙の通り完全治癒したことを證明する醫師の診断書を添付申請致します。

第十號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

第十一號様式
所屬部署名 階級 氏名
廣島市警察本部長 殿

監査公表第十九號
定期監査の結果公表
地方自治法第九十九條第二項の規定により標記監査を執行したのでその結果を左記の通り公表する。
昭和二十六年八月三日

水道局監査の結果
本監査は昭和二十五年年度における水道局所管に係る事務事業を対象として昭和二十六年二月より七月四日までの間において執行したものである。
水道局はもみ水、給水の二課に分れ共に復興局(現在建設局)の傘下にあつたが、二十五年五月の機構改革により獨立して局制に改められ現在経理、給水、施設、淨水場の

四課に分れ々々局内の事務事業を分掌処理している。而して水道事業は本市唯一の公營企業であつて之が現状を見るに戦災によつて破壊された諸施設は概ね復舊し漏水防止の施策も着實に進行し今日においては殆んど戦前の給水量を保持するに至つてゐるのである。
然しながら本市水道事業は平和記念都市建設の構想に基き之が整備擴充を必要とし特別都市計画事業の推進を併行して水道施設も一大變革を餘儀なくされるに至り、市内における給水本支管の布設替及び計画人口に對應する完全給水並に施設の完備その他重要な課題が殘存しているのである。

一面之等に充當する主要財源たる水道使用料は本市復歸人口の激増と料金算定の合理化及び集金制の實施、計量給水等と相俟つて逐年増収の一途にあるが、一方支出面においては朝鮮動亂の影響による諸資材の高騰或は人件費電力費等のベースアップ其の他の事情で著しく膨張し、更に起債による事業費の認承は年々縮小されて一般財源に依存する度合が高くなり、昭和二十五年年度はキツア颱風による甚大なる被害もあつて財政上窮乏の一途を辿りつつある實情であるから、之が經營にあつては特に財政の確立に主眼を置き元費の節約はもとより施設の能率化漏水防止、計量給水制の活用、市民に對する水道知識の高揚節水の啓蒙に努める等更に今後の成果を期待するものである。尚各課所管に係る事務事業の執行については局長のまさよくその機動性を發揮し一般的にはその努力の痕が見受けられ概ね順調に所期の成果をあげてゐるものと認められたが事務の處理状況は充分でなく、これが原因として経理課を除く他の三課は庶務係長以下比較的庶務系統の職員が少く従つて事務不馴れ等の關係もあるが將來事務の研鑽に努めて取扱に万全を期するよう要する。

經理課について
當課は経理、料金、徴收の三係に分れ經理係は主として局内全般の豫算編成及び経理、物品購入統計並に管財工事

に關する諸手續其他を料金係は水道使用料及び手数料並に給水工事費の徴収、使用料の測定、給水栓の開閉其他を徴収係は使用料の集金、是水器の点検及び給水装置の使用取締等を夫々分掌処理している。

一、職員の内、現員及び服務状況
職員は現在事務吏員十三名、雇員四十二名計五十五名の定員数外に臨時職員五十五名が勤務しているが病氣のため一名の長期欠勤者がある外は無届欠勤者もなく服務状況は概ね良好と認められた。

二、事務の處理状況
取扱事務中不備欠陥を認められたものについてはその都度各取扱者に注意を促しておいたが左記のものについては改善を要すると認められた。

1 市外出張命令簿の内容を甲、乙に区分して處理しているが之が取扱は甲、乙幅狭くして明確でない、又受命者の受印がないものが多数あつた。

2 職員の許可休暇は一年を通じて二十日以内に限定されているに拘らず二十四日間の休暇を與えたものがあるから注意を要する。

3 給水船乗組の現業員に對し船員同様に冬服を貸與しているが現行規則では貸與できないことになつてゐるから特に必要ある場合は上司の決裁を得る等適宜の措置が必要である。

4 尚台帳の整理が充分でない。
消耗品受持簿中残數量の進算が多く受拂簿としての價値がないから速かに整理せられたい。

5 臨時職員の出動簿整理が充分でなく、仕譯書兼領収書中、受領印洩れ又は同一印鑑をもつて受領したものがある

るが必ず各自の印鑑を使用せしむべきである。
6 前渡資金精算書で會計課提出の書類と當課保管の控書と金額に相違するものがあつたが完結書類は明瞭にしておかれた。
7 集金日報は集金人の絕對責任を有するものであり従つて本廳において日々之が事務を處理する者は特に慎重を期さなければならぬ、然るに日報中、係員において數字を訂正し集金人同姓の印鑑を以て訂正印をなしているものがあり又現金金領收書の合計が相違するに拘らずそのまゝ處理したものがある等明確な欠ぐものが相當あるから本件の取扱については將來特に留意して過誤なきを期する要がある。
三、豫算の經理状況
昭和二十五年年度當初において豫算総額三億七百二十七万

六千七百餘円を計上せるも起債事業の認承額削減により中途豫算更正の止むなきに至り、最終豫算額は一億八千五百六十二万九千五百餘円となり、差引一億二千六百四十四万七千餘円の減額を見るに至つたのである。而して二十五年年度における之が歳入出状況を検討するに左表に示す如く歳入においては豫算額の九八%歳出においては八八%となつていて收支の状況は一應概ね良好といえるが未納額については督促を嚴にすると共に市外轉出等の場合は各出張所へ歳出に對して滞納整理に萬全を期せられたい。
尚歳出においては上水經常費及び水道復舊事業費並に應急改良事業費にそれぞれ繰越額があり之が主なる原因として豫算の追加更正及び各種申請に係る認許可の遅延或はキツア災害等緊急の場合豫算の振替流用等によるものであつて何れも事情止むを得ざるものと認められた。

歳入	歳出
一、使用料及手数料 九、三三九、〇五七	一、使用料及手数料 九、三三九、〇五七
二、給水工事費収入 七、八五、五八〇	二、給水工事費支出 七、八五、五八〇
三、雑收 一〇、一三〇、八三三	三、雑支 一〇、一三〇、八三三
四、公企業及財産収入 二、七〇〇、〇〇〇	四、公企業及財産支出 二、七〇〇、〇〇〇
五、繰入金 一、六、二七、二二六	五、繰入債 一、六、二七、二二六
六、國庫支出金 一、六、二七、二二六	六、國庫支出金 一、六、二七、二二六
七、市債 三、七〇〇、〇〇〇	七、市債 三、七〇〇、〇〇〇
八、繰越金 三、六五〇、九六六	八、繰越金 三、六五〇、九六六
歳入合計 一八、五、六二九、五五五	歳入合計 一八、五、六二九、五五五
歳出合計 一八、五、六二九、五五五	歳出合計 一八、五、六二九、五五五

一、水道費
一、三三三、三三三

二、公債費
二、二二二、二二二

三、諸支出金
三、三三三、三三三

四、豫備費
四、四四四、四四四

歳入合計
一八、五、六二九、五五五

歳出合計
一八、五、六二九、五五五

給水課について
當課は庶務、工務、漏水、の三係に分れ、庶務係は水道

用器材の保管出納及び課内庶務を、工務係は配給水、施設の維持管理、給水装置の設計施行、是水器の検定及び修

理、給水用品の製作、及び修繕等に関する事、漏水係は専ら漏水防止に関する事等それぞれ分掌處理している。

二、職員の内、現員及び服務状況
職員は現在事務吏員二名技術吏員十四名雇員四十六名

計六十二名外に臨時職員六十七名が勤務している。尚事務員と現業員に各一名の欠員があつたが之が服務の状況は概ね良好であつた。而して職員中(臨時を除く)には胸部疾患其他により休職中のものが一名と長期欠勤者が五名いたが、その殆んどが現業員である点よりして職務の性質上特に留意して之等職員の健康保持に努めるの要がある。

二、事務の處理状況
取扱事務中不備欠陥を認められたものについては各取扱者にそれぞれ注意を促しておいたが左記については速かに改善を要すると認められた。

1 市内出張手當の支給については、前回の監査においても特に注意したが其の後に改善された痕がなく、誤拂のため戻入を要するもの或は追加支給を要するもの認められるものが多数あつて處理状況は極めて不良であるから速かに整理をすると共に將來命令簿の取扱に一層適正を期する要がある。

2 休暇何種及び欠勤届簿に課長の認印又は受休者の捺印洩れが多数あるから之が捺印を勵行せられたい。

3 臨時職員に對する給料支拂の仕譯書兼領収書に受領印洩れ及び時間外の進算が各々一件あると共に出勤簿と合致しないものがあるから整理を要す。
尚出勤簿の整理が不充分である。

4 指定水道工事に對し証明書を交付しているが受領印のないものがあるから交付と同時に必ず受領印を徴しておかれた。
5 直管工事精算書中工期の延期について請負工事同様の取扱をなしたものがあつたが、之等については考慮を要するものがあり又、竣工届に記載された竣工年月日と實際の竣工年月日と相違するものが多数あるから事務に齟齬を來さむよう取扱に留意せられたい。
尚精算書には、人夫の出役簿及び材料受拂の明細書等、添付すべきであるが、全く添付されていない。

然して直營工事の施行については現在確たる規程がなく従つて各課における取扱は統一を欠いていて甚しく矛盾を來する場合があるやに見受けられるから早急に適當工事施行規程を設けて各課の取扱を統一して處理に萬全を期する要があるを認められた。

1 資材の出納及び保管状況は良好であるが二十五年度に於て購入済の鉄管類で未納のもの金額にして九萬九千八百八十四円あった。これ等は、總て業者より一旦受入れをなし更に當課において嚴密なる検査をなしたる結果不合格として返品したるものであるが既に出納閉鎖期も數日を經過しており之が支拂の關係も考慮して早期納入を促し速やかに完結を計られた。

Table with 4 columns: 種別, 直營又請負, 件數, 設計金額, 實施額, 摘要. Rows include 水道事業, 水道改良事業, 水道復舊事業, 災害復舊事業, 上水經營費, 委託工事, 計.

然して右表に示す如く一日の配水量に對する有効水量は二八・八〇〇噸で僅か三六％であつて其の他が漏水又は無効水量となつてゐる。之が無効水量を料金に換算するに當り四十一萬六千余圓となるのであつて、如何に漏水に對する施策が重要なが窺えるのである。尙當課においても目下極力之が防止に努力するに當り、千五百六十二個を設置し、更に本年度において、千三百個を設置すべく着々成果を擧げている實情であるが、今後計量給水制の活用により無効水量の減量対策を構じ収入の増加と施設の能率化を計るよう要望する。

事務事業の處理をなしており然も職員中には胸膈疾患其の他により休職中のもの及び長期欠勤をなしたるもの各一名いたが、全職員よく之が業務を克服し勤務の狀態は概ね良好であつた。

1 例規類其の他要回覽書類を課長係長に止め、職員に回覽にしないものが多數見受けられたが必ず全員に回覽して主旨の徹底を期する要がある。又收受文書中受付印のないものが多數あることも極秘書類を一船往復文書綴に編纂していたが妥當でない。

然して右事業の概要を述べれば水道事業は専ら平和都市建設の構想に基き上水道擴充計画を目的とするものであり、水道改良事業及び水道復舊事業は職災により、直接被害を蒙つた諸施設の改良及び復舊を主体とするものであつて何れも事業の内容においては異なるものではなく、財源其の他の關係で區別されているに過ぎないものである。尙災害復舊事業は昨年度地方を襲つたキシヤ颶風による被害の復舊工事であり上水經營費は建物其の他の維持管理に伴う經常的のものであり受託工事は他課の依頼によつて施行せるものである。

3. 市内出張手當は四時間以上に亘る場合に限り支給すべきであるが、これに満たない勤務者に對して支給したものが多數あり、又外勤勤務者手當支給者に對して重復支給をしたもの等があつて取扱が適正でないから充分注意せられたい。

4. 各自専用の物品については備品保管簿にその供用年月日を記入すると共に捺印せしむべきであるが、之が處理を怠つており又保管簿を自轉車及び被服貸與等の連繫が全くされていなく整理が不充分であるから適正に處理して物品保管に萬全を期する要がある。

5. 臨時職員の出勤簿中出欠不明瞭なもの又は時間外内課の記載洩れ或は延日數の違算等が多數あつたが、出勤簿は給與算定の基であるから特に留意して整理せられたい。

6. 直營工事の精算書中決裁區分を誤つて施行したるものが多く又工事の殆んどが決裁前に着手したものが多く、甚だしく妥當を欠いてゐる。之等工事については總て年度當初において財源は確立してゐるのであるから、かかる不合理のなきよう事務手續を迅速にして完備せる書類を保管すべきである。

7. 請負工事についても同様に決裁區分を誤つたもの及び決裁前に着手したものが多く、又發議年月日より決裁済の年月日が前日となつてゐるもの、或は着手竣工共に設計書記載の工期より一ヶ月も遅延してゐるものがあるが、將來充分の注意が望ましい。

三、工事の執行狀況

昭和二十五年年度中における當場施行に係る工事の執行狀況は左表の通りで建物其の他の修理を除く外は瀝過池の清掃及び新砂の採取又は補砂工事であつて概ね既定の方針に副い順調に進行してゐるものと認められた。

種別	直營件數	設計金額	實施額	摘要
淨水場瀝過池新砂補砂工事	直營 五	九四、四〇〇	八五、七六一	
瀝過池清掃工事	直營 六	二〇、二〇〇	一八、一三〇	
取水塔棧橋修理工事其の他	直營 四	一八、七三三	一八、一五七	
塩素減留室其の他修理工事其の他	請負 六	六七、八〇〇	六五、七〇〇	
牛田淨水場瀝過池砂取工事	直營 六	四、三三三	四、三三三	
計	三七	六、八四、五三三	六、五三、七七八	

四 淨水場の維持管理について
 淨水場管理の重要性については今更言を俟たないまでもあり、當場においても常に場内の清掃及び晝夜間の巡回警備或は守衛の強化を圖る等水源の保護に萬全の施策を講じており、ここに衛生面においては水質検査の徹底を期すると共に完全なる鹽素減菌消毒に意を用いて之が管理の狀況は良好であつた。

廣島市規則第四十四號之二

廣島市水源地參觀規則取扱細則を廢止する規則
廣島市水源地參觀規則取扱細則（昭和二十二年二月十二日規則第三十三號）は、廢止する。

廣島市規則第四十四號之三

廣島市復興局上水課守衛勤務心得を廢止する規則をここに公布する。
昭和二十六年九月六日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第五十六號

廣島市營墓苑使用條例施行規則
第一條 廣島市營墓苑使用條例（以下「條例」という。）第二條の規定により市長に提出する願書は、第一號様式によらなければならない。
第二條 條例第二條の使用許可証（以下「許可証」という。）は、第二號様式による。許可証を紛失又は汚損したときは、第三號様式により再交付を願出なければならない。
第三條 墓使用の許可、出願の順序による。
第四條 條例第五條の規定により徵收する墓苑の使用料は、別表（一）の通りとする。
第五條 條例第六條の規定により徵收する掃除料は、別表（二）の通りとする。
第六條 條例第七條の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第四號様式による願書を市長に提出しなければならない。

職七條 使用墓苑において碑表その他の工作物の建設改修又は植樹をしようとするときは、墓苑管理人（以下「管理人」という。）の承認を受けなければならない。
前項の場合において管理人が必要と認めるときは、見取圖を提出させることができる。
第八條 前條の承認を受けた碑表その他の工作物は、竣功の都度第五號様式によつて管理人に届出なければならない。
第九條 條例第十二條により使用墓苑の返還をしようとするものは、第六號様式の届書を提出し、許可証を返還しなければならない。
第十條 條例第十三條の規定により使用者において墓苑を原形に復するときは、市長の指示した期間内に行い、その承認を受けなければならない。
第十一條 墓苑に機骨を埋藏しようとするときは、火葬許可証又は改葬許可証を管理人に提出しなければならない。
第十二條 條例第十四條第一項の規定により市長に提出する届書は、第七號様式によらなければならない。
第十三條 條例第十四條第二項の規定により使用者が住所又は氏名を變更したときは、第八號様式の届書を市長に提出し許可証の訂正を受けなければならない。
第十四條 條例第十五條第一項の規定により墓苑の使用権を移轉したときは、第九號様式届書を市長に提出し、許可証の替換を受けなければならない。
第十五條 前項の届書には戸籍謄本又は抄本を添附しなければならない。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

第一號様式

墓苑使用願

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 墓苑の等級番號及び面積 級 號 平方米
三 使用者の本籍 廣島市 町 番地
四 使用者の住所 廣島市 町 番地
五 使用料
右廣島市營墓苑使用條例により使用を致したいので御許可願います。
昭和 年 月 日
廣島市長 殿 氏 名

第二號様式

墓苑使用許可証（第 號）

Table with columns for墓苑名, 等級番號, 面積, 使用者本籍, 住所, 使用料, 許可年月日.

この許可証は大切に保管し、紛失しないように御注意下さい。

（表） 埋葬者

Table with columns for埋葬年月日, 死亡者住所, 氏名, 年令, 管理人.

第三號様式 墓苑使用料許可証再交付願

昭和 年 月 日 許可せられました。廣島市失（汚損）いたしましたので再交付せられるようお願い致します。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第四號様式 墓苑使用料減免額

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及面積 級 號 平方米
三 使用料 金 円
四 免の割合
五 減額額
右廣島市營墓苑使用條例により使用料の減免を御許可願います。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第五號様式 墓苑その他工作物建設（改修）竣功届

一 場所 墓苑 級 號
二 面積 平方米
三 工作物 墓標その他工作物（建設（改修）の工作物）竣工したので御届致します。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第六號様式 墓苑返還届

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及面積 級 號 平方米
三 使用許可年月日
四 既納使用料
五 返還理由
右廣島市營墓苑使用條例により使用許可証を添えて返還いたします。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第七號様式 埋葬届

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及面積 級 號 平方米
三 埋葬者住所氏名
四 埋葬年月日
五 埋葬場所
六 使用料の納付
右により機骨を埋藏したので使用許可証を添えてお届致します。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第八號様式 住所（氏名）變更届

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及面積 級 號 平方米
三 使用許可年月日
四 變更した事項
舊住所 氏 名
新住所 氏 名
右の通り變更したので廣島市營墓苑使用條例により使用許可証を添えてお届致します。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第九號様式 相續による権利移轉届

一 墓苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及面積 級 號 平方米
三 使用許可年月日
四 現使用者の住所氏名
五 相續による使用者の住所氏名
六 前使用者の住所氏名
右の通り
相續したので廣島市營墓苑使用條例により使用許可証 戸籍謄本 抄本 を添えてお届致します。
昭和 年 月 日 住所 氏 名

第十號様式

墓苑使用權繼承願

一 墓、苑名 廣島市 墓苑
二 等級番號及び面積
三 既納使用料
四 現使用者との關係
五 繼承の理由
右廣島市墓苑使用條例により墓苑使用權を繼承したいの御承認願います。

昭和 年 月 日
本籍 住所
氏名 年齢

廣島市營墓苑使用料表

Table with columns: 等級 (Grade), 金額 (Amount), 面積 (Area). Rows include 特級 (Special), 一級 (1st), 二級 (2nd), 三級 (3rd), 四級 (4th), 五級 (5th), 六級 (6th).

廣島市營墓苑掃除料表

Table with columns: 面積 (Area), 積金 (Deposit), 金額 (Amount), 期間 (Period). Rows include 一平方メートル (1 sqm), 五円 (5 yen), 一年間 (1 year).

廣島市職員公務災害補償條例施行規則をここに公布す
昭和三十六年十一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十七號

廣島市職員公務災害補償條例施行規則

第一節 總則

(目的)
第一條 この規則は、廣島市職員公務災害補償條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十號。以下「條例」という。)の實施に關し、必要な事項を定めることとを目的とする。

第二節 實施機關

- (實施機關の指定)
第二條 條例第二條に規定する實施機關とは、次に掲げるものをいう。
一 市長
二 議會
三 選舉管理委員會
四 監査委員
五 警察本部
六 消防局
七 農業委員會
八 教育委員會
九 公平委員會
(實施機關の権限)
第三條 實施機關は、條例の實施に關し、左に掲げる権限を有する。
一 公務上の災害であるか否かの認定
二 療養の實施
三 補償金額の決定及び支拂
四 前各號に掲げるものの外、條例に定める権限

第四條 前條に規定する實施機關の権限は、その機關の長が行うものとする。

前項の権限は、部内の職員に委任することができる。
前項の委任を行ったときは、實施機關の長は、委任した者及び委任を受けた者の占める職の組織上の名稱、委任した権限の内容及び委任の効力の發生する日を記載した書面により市長に報告しなければならない。
前項の委任を取り消した場合には、實施機關の長は、すみやかに必要な事項を記載した書面をもつて、市長に報告しなければならない。

第三節 平均給與額

(特殊勤務手当)

第五條 職員の特種勤務手当に關する條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十一號)に規定する東京出張所職員の特種勤務手当(但しその職員の給料及び扶養手当の合計額の一割に相當する金額を除いた額とする。)は、條例第三條第二項の給與から除くものとする。
(平均給與額計算の特例)
第六條 條例第三條第四項に規定する場合のうち、左の各號に掲げの場合の平均給與額は、當該各號に規定する日から起算し、災害發生の日までの期間に支拂われた給與の総額を、その期間の総日数で除して得た金額とする。但し、その金額については、條例第三條第一項但書及び同條第二項の規定を適用する。

給與を受けない期間が條例第三條第一項に規定する期間の全日数にわたる場合：その期間經過後初めて給與を受けるに至つた日
二 條例第三條第三項各號に掲げる日が同條第一項に規定する期間の全日数にわたる場合：條例第三條第三項各號に掲げる事由のやんだ日
三 採用の日に災害を受けた場合の平均給與額は、左の各

號に定める金額とする。

一 特別職の職員に附する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十一號)及び一般職の職員に附する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)の適用を受ける職員については、給料、扶養手当及び勤務地手当又はこれらに相當する給與の月額の合算額を採用の日の属する月の総日数で除して得た金額
二 その他の職員については、實施機關が市長の承認を得て定めた金額
三 條例第三條第一項から第三項までの規定及び第一項の規定によつて計算した平均給與額が、補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして前項の規定によつて計算して得た金額に満たない場合は、同項の規定によつて計算して得た金額を平均給與額とする。

第四節 補償の實施

(災害の報告)

第七條 實施機關は、その所管に屬する職員について、公務に基き認められる死傷病が發生した場合、左の各號に掲げる事項を記載した書面により、その指定する職員に、すみやかに報告をさせなければならない。
一 災害を受けた職員の職、氏名及び住所並びに所屬部署名
二 補償を受けるべき者の氏名及び住所並びに災害を受けた職員との親屬又は關係
三 傷病名、傷病の部位及びその程度
四 災害發生の場所及び日時
五 災害發生の状況とその原因
六 醫師の意見、定期健康診断の記録、創傷記録簿公務

上のものであるか否かを認定するために参考となる事項
七 公務上と認められる理由
(認定及び通知)
第八條 實施機關は、前條の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるか否かの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に書面又は口頭で條例第五條の規定による通知をしなければならない。

(職業病)

第九條 別表第一の公務欄に掲げる公務に基因する疾病でその公務に對應する岡表の疾病欄に掲げるものは公務上の疾病とする。
(補償請求の方法)
第十條 補償を受けようとする者は、左の名號に定めることにより、補償の請求書を職員の勤務する所屬の長を経由して實施機關に提出しなければならない。但し、市の費用をもつて療養を行つたときは療養補償については、この限りではない。

補償請求書(別紙様式第一)

- 一 療養補償請求書(別紙様式第一)
二 休業補償請求書(別紙様式第二)
三 障害補償請求書(別紙様式第三)
四 打切補償請求書(別紙様式第三)
五 遺族補償請求書(別紙様式第四)
六 葬祭補償請求書(別紙様式第四)
第十一條 遺族補償請求書には、次に掲げる事項を添付するものとする。
一 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡を證明するもの
二 遺族補償を受けるべき者の氏名、本籍及び職員との親屬又は關係に関する市町村長(東京都の区のある地域並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第百五十五條第二項の市にあつては区長)の發行する證

(補償の支給方法)

第十三條 實施機關は、補償の請求書を受理した場合に、これを審査し、補償金額の決定を行い、特別の事情のない限り請求書を受理した日から十日以内に請求者に、その支給に關する通知をすることにより、すみやかに補償を行わなければならない。
第十四條 實施機關は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月一回以上支給するようにしなければならない。
第十五條 實施機關が條例第十一條の規定により職員に重大な過失があつたと認定する場合及び條例第十七條第一項の規定により打切補償を行う場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
前項の打切補償の支給に關し、市長の承認を得ようとする場合は、第十二條に定める事項の寫を市長に提出す

るものとする。

第十六條 條例第十八條に規定する補償の分割支給をする場合には、實施機關は、補償を受けるべき者に對し、補償分割支給證書(別紙様式第五)を交付しなければならぬ。

補償の分割支給を受けようとする者は、毎回その支給を受けるべきに對し、前項に規定する證書を實施機關に提出し、所定事項の記入を受けなければならない。

補償の分割支給は、毎年、はじめてその支給を行つた月に應ずる月に行う。

第十七條 補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が條例第十八條第二項の規定によりその残額を一時に受取ることを希望する場合において支給する金額は、すでに支拂つた補償が何年分であるかの区分に應じ、別表第二に掲げる日数を平均給與額に乗じて得た額を、その残額を支給する月の翌月から次の分割支給を行うべきであつた月までの月数について、一箇月二厘五毛の割合で割引いたものとする。

第五節 雜則

(所屬の長の助力と証明)

第十八條 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により補償の請求に必要な手續を行ふことが困難であるときは、職員が勤務する所屬の長は、これに助力しなければならぬ。

職員が勤務する所屬の長は、補償を受けるべき者の要求に應じ、すみやかに必要な証明をしなければならぬ。

災害補償原簿には、左の各號に掲げる場合に、所定事項を記入するものとする。

一 條例第五條に定める權利を有する旨の通知をした場合

二 補償の請求を却下した場合

三 補償を行つた場合

四 その他必要がある場合

第一項に規定する災害補償原簿の様式は、別紙様式第六によるものとする。

第二十條 實施機關は、災害補償報告書として、前條の災害補償原簿の寫の各月分を翌月末日までに市長に提出しなければならない。

(書類の保存)

第二十一條 補償の支給に關する書類は、その完結の日から三年間保存しなければならない。

第二十二條 條例第二十二條第二項の規定により立入検査等を行う場合に携帶する証票は、別紙に掲げる様式によるものとする。

(實施の細目)

第二十三條 この規則の實施に關し、必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

廣島市公務災害補償規則(昭和二十五年五月一日廣島市規則第九號)は廢止する。

廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十一號)の一部を次のように改正する。

第五十五條中「廣島市災害補償規則」を「廣島市職員公務災害補償條例」に改める。

別紙 (表面) 第 號 昭和 年 月 日 交付

廣島市職員立入検査證

公務災害補償 實施機關名 職 氏 名

公平委員 會又は實施 機關の印

(裏面) 廣島市職員公務災害補償條例(抄)

第二十二條 公平委員會又は實施機關は、審査又は補償の實施のため必要があることを認めるときは、その職員が公務上の災害を受けた職員に對し、その職務に立ち入り、その職務の必要を認め、その職務を代行し、又は補償を受けることができる。

前項の規定により公平委員會又は實施機關の職員がその職務を代行するときは、その身分を示す証票を携帶し、關係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

別表第一

一 中 毒 及 び そ の 續 發 症

二 中 毒 及 び そ の 續 發 症

三 中 毒 及 び そ の 續 發 症

四 中 毒 及 び そ の 續 發 症

五 中 毒 及 び そ の 續 發 症

六 中 毒 及 び そ の 續 發 症

七 中 毒 及 び そ の 續 發 症

八 中 毒 及 び そ の 續 發 症

九 中 毒 及 び そ の 續 發 症

十 中 毒 及 び そ の 續 發 症

十一 中 毒 及 び そ の 續 發 症

十二 中 毒 及 び そ の 續 發 症

Table with 12 columns and 12 rows, detailing various types of poisoning and their symptoms. The columns are numbered 1 through 12, and the rows describe different categories of poisoning and their effects on the body.

合計

2イから2ニまでに記載した事項は、事實と相違ない事、及び領収した金額は、2ニの通りであることを証明します。

昭和 年 月 日 病院または診療所の 所在地
 税 務 署 及 び 氏 名

3 看護料 昭和 年 月 日から 日間 看護婦 附添婦

4 移送費 から まで 片道 往復 キロ 回 その他の 移送費

5 上記以外の療養費 内 別紙領収書 枚のまわり

6 療養補償請求金額 総計

※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支拂年月日 昭和 年 月 日 ※ No.

B5 (257×182) 請求回数 (同一傷病について) 第 回

広島県警備隊 廣島市職員公務災害補償 休業補償請求書

(記入心得)
 1. 請求者は※印の欄には記入しないこと。
 2. 該当する欄にはレ印で示すこと。
 3. 下の欄の給與を受けない日数は、休業補償を受けるべき日でない、勤務を要しない日を含む。
 4. 第2回以後の請求の場合における、ト2、ハおよび3.イの記載については、前回の請求後の分について記載すること。

実施機関の長の職氏名 股 請求年月日 昭和 年 月 日
 請求者の住所 氏 名

※1 所属の長の証明

1. 所属部局 (フリガナ) 性別 □男 □女
 1. 氏 名
 1. 衛生上有害な業務の細分番號 職名 1. 負傷又は発病年月日時ころ
 1. へ平均給與額 円 裏面内訳書(のまわり)
 1. 治療のため勤務 昭和 年 月 日から 日 うち給 与を受け ない日数
 1. となつた期間 昭和 年 月 日まで 所屬の 所在地 氏 名

※2 醫師の意見

2. 1 傷病名 傷病の部位およびその程度
 2. 2 傷病の経過 昭和 年 月 日 2. 2. 1 治療のため勤務することができなかつた認められる期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
 2. 2. 2 2. 2. 1の期間における診療日数 日

1. 1. 1の者は、2. 1から2. 2までに記載したとおりであるものと認めます。
 昭和 年 月 日 病院または診療所の 所在地 氏 名

3. 本人
 3. 1 治療のため勤務しなかつた期間 昭和 年 月 日から 日 同のうち給與をうけない日数 日
 3. 2 1日當りの休業補償の額 (平均給與額) $\times \frac{60}{100} =$ 円

3. 3 休業補償請求金額 円 請求回数 (同一傷病について) 第 回
 ※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支拂年月日 昭和 年 月 日 ※ No.
 B5 (257×182)

広島県警備隊 廣島市職員公務災害補償 休業補償請求書

(記入心得)
 1. 請求者は※印の欄には記入しないこと。
 2. 該当する欄にはレ印で示すこと。
 3. 2ニの「障害状況の細部」について、記載欄が不足するときは、適宜別紙に記載し添附すること。
 4. 打切補償を請求する場合は、2.ハ3.イおよび5の事項については記載しないこと。また障害補償を請求する場合は、6の事項については記載しないこと。

実施機関の長の職氏名 股 請求年月日 昭和 年 月 日
 請求者の住所 氏 名

別紙第1 分割補償の残余額一時補表

種別	等級	補償額				
		1年分のとき	2年分のとき	3年分のとき	4年分のとき	5年分のとき
障害補償	第一級	一、一三二日分	九二九日分	六九九日分	四七三日分	二四〇日分
	第二級	一、〇〇五日分	八二五日分	六二二日分	四二〇日分	二二三日分
	第三級	八八七日分	七二〇日分	五八八日分	三七一日分	一八八日分
	第四級	七七四日分	六二八日分	四七八日分	三三三日分	一六四日分
	第五級	六七〇日分	五四四日分	四一四日分	二八〇日分	一四二日分
	第六級	五六六日分	四五九日分	三五〇日分	二三七日分	一三〇日分
	第七級	四七二日分	三八三日分	二九一日分	一九七日分	一〇〇日分
	第八級	三七七日分	三〇六日分	二三三日分	一五八日分	八〇日分
	第九級	二九七日分	二四一日分	一八四日分	一二四日分	六三日分
	第十級	二二六日分	一八四日分	一四〇日分	九五日分	四八日分
	第十一級	一七〇日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分	三六日分
	第十二級	一一八日分	九六日分	七三日分	四九日分	二五日分
	第十三級	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分	一六日分
	第十四級	四二日分	三四日分	二六日分	一八日分	九日分
遺族補償		八四九日分	六八九日分	五二四日分	三五五日分	一八〇日分

別紙第2 廣島市職員公務災害補償 療養補償請求書

(記入心得)
 1. 請求者は※印の欄には、記入しないこと。
 2. 該当する欄にはレ印で示すこと。
 3. 2の「醫師の証明」の欄は、その記入に代えて同様事項を記載した醫師の証明書を添付してもよい。
 4. 3の「看護料」および4の「移送費」については、費用の領収書および明細書を添付すること。
 5. 5の「上記以外の療養費」の欄には、入院料、食事料、おおよび療養に必要な治療材料等の費用の領収書および内訳書を添付すること。

(実施機関の長の職氏名) 股 請求年月日 昭和 年 月 日
 請求者の住所 氏 名

※1 所属の長の証明

1. 1 所属部局 性別 □男 □女
 1. 氏 名 (フリガナ) 年 月 日生
 1. 衛生上有害な業務の細分番號 職名 1. 負傷又は発病年月日時ころ
 1. へ平均給與額 円 裏面内訳書(のまわり)
 1. 治療のため勤務 昭和 年 月 日から 日 うち給 与を受け ない日数
 1. となつた期間 昭和 年 月 日まで 所屬の 所在地 氏 名

※2 醫師の証明

2. 1 傷病名、傷病の部位およびその程度
 2. 2 傷病の経過 昭和 年 月 日 □治ゆ □死亡 □轉醫 □現在繼續中
 2. 3 治療の内容 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 日間 診療日数 日間

2ニ

種別	項目	金額	
		別	金額
初診	往診	距離片道 キロ	回
	往診	時間 回 夜間 回 暴風雪時 回	小計
内用薬	水薬	日分	散薬 日分
	特殊薬	薬名	1日使用量 グラム 日分
外用薬	薬名	劑分	薬名 劑分
	検査料	検査名	検査回
注射料	レントゲン	透視 回 撮影 枚	使用フィルム 枚
	注射の種類	容 量	回 數
處置料	處置名	處置 回	處置 回
	手術料	手術名	手術 昭和 年 月 日、時 施行
理學的療法料	療法名	療法 回	療法 回
	その他		
入院料	昭和 年 月 日から 日間	給食の有無	□有 □無
			小計

平均給與額算定内譯書

(記入必得) 1. 給與型態には、給料表の適用を受ける者については、「一般給料表適用者」「特別給料表適用者」等と記入し、その他の職員については「月手当受給者」「日給者」等と記入すること。

Table with columns for 1. (フリガナ) 氏名, 2. 負傷または発病年月日, 3. 給與型態による職員の区分, and a grid for 4. 給與期間 (月日) and 6. 勤務した日数.

2. 平均給與額 算) 給與総額 (A) ÷ 総日数 (B) = 円 銭

9. 俸給の最低保障額 俸給の最低保障額 (A) + (B) = 円 銭

10. 條例第3条第3項又は規則第4条による場合の計算

注意 1. この証書は、分割支給を受ける必要です。2. 分割支給は、毎年、はじめてその支給を受けた月に受けることになつておきます。

Table for 別紙様式第五 (別紙様式第五) with columns for No., 受給者の氏名, 受給者の住所, 遺族補償金額, 分割支給金額, 支給月, 昭和年月日, 廣島市職員公務災害補償條例第18條の規定により、上記の通り分割支給を行う。

Form for 遺族補償請求書 (遺族補償請求書) with sections for 1. 所屬部の長の証明, 2. 醫師の意見, 3. 障害等級, 4. 分劃希望, 5. 障害補償請求金額, 6. 折切補償請求金額.

遺族補償請求書

(記入心得) 1. 請求者は※欄には記入しないこと。2. 該当する□欄には印で示すこと。3. 遺族補償の請求者と異なる場合は、各別に請求書を作成すること。

(實施機關の長の職氏名) 請求年月日: 昭和 年 月 日 請求者の住所 氏名

Form for 遺族補償請求書 (遺族補償請求書) with sections for 1. 所屬部の長の証明, 2. 遺族補償請求金額, 3. 葬祭補償請求金額, 4. 2の請求金額と3の請求金額の合計額.

※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支拂年月日 昭和 年 月 日 ※ No.

請求記号	死亡職員の氏名	死亡年月日	請求者の氏名	職員の氏名	受給年月日	理決年月日	定支年月日	拂給年月日	平均額	葬祭補償金額	備考
	(歳)	昭和年月日			昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	円	円	

(記入心得) 1. 請求を却下したのものについては、「備考」の欄に「却下」と記入すること。

請求記号	所屬部局	職	請求者の氏名	傷病名	負傷発病年月日時	理決年月日	定支年月日	拂給年月日	平均額	打切補償金額	備考
			(歳)		昭和年月日時	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	円	円	

請求記号	所屬部局	職	職員の氏名	傷病名	負傷発病年月日時	理決年月日	定支年月日	療養費の額	療養期間	療養費の内訳		備考
										診療手続	入院費	
			(歳)		昭和年月日時	昭和年月日	昭和年月日	円	円	円	円	

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十一月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十八號

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則(昭和二十四年八月一日廣島市規則第二十四號)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の三條を加える。

第一條の二 市長は、退職料及び遺族扶助料を受ける権利を有する者について、その権利の存否を調査しなければならない。

前項の規定による給與金受給権存否の調査は、受給者の身分関係の變動の有無について行うものとする。

遺族たる夫又は成年の子が不具は、疾であつて生計資料を得るの途がないことを条件として遺族扶助料が加給せられてゐるものであるときは、前項に規定する事項の外、特に右の事情の有無を調査するものとする。

條例第十六條第一項及第二十四條第一項の規定により加給を受ける受給者については、第二項に規定する事項の外、加給の原因である者の員数を調査するものとする。

第一條の三 受給者は、左の區別に従い調査に必要書類を、市長に提出しなければならない。

一 前條第二項の事實を証するためには、退職料受給権者にあつては戸籍抄本、遺族扶助料受給権者にあつては戸籍謄本。

二 前條第三項の事實を証するためには、不具は、疾を証する診断書及び生活資料を得る途がないことを証する市町村長又は、これに準ずる者の証明書。

三 前條第四項の事實を証するためには、第一號に掲げる書類の外、加給の原因である者の戸籍謄本及びその

災害報告書記号	所屬部局	職	職員の氏名	負傷疾病死亡の別	災害報告書受理年月日	権利の通知年月日	権利の通知方法	備考
					昭和年月日	昭和年月日		

(記入心得) 1. 「権利の通知方法」の欄には、「書面」又は「口頭」と記入すること。 B4 (257×304)

2. 「備考」の欄には、公務上でない認定したものについては「公務外」と記入すること。

請求記号	所屬部局	職	職員の氏名	傷病名	負傷発病年月日時	理決年月日	定支年月日	療養費の額	療養期間	療養費の内訳	備考	
			(歳)		昭和年月日時	昭和年月日	昭和年月日	円	円	円	円	

(記入心得) 1. 「區別」の欄には、「治癒」「死亡」「轉醫」又は「現在繼續中」の別並びに同一傷病についての請求回数記入すること。

2. 「療養費の内訳」の欄には、下段に請求金額、上段に決定金額を記入すること。但し、兩者の同額のときは、請求金額のみを記入すること。

3. 請求を却下したのものについては、「備考」の欄に「却下」と記入すること。

請求記号	所屬部局	職	職員の氏名	傷病名	負傷発病年月日時	理決年月日	定支年月日	休業日数	平均休業補償金額	備考
			(歳)		昭和年月日時	昭和年月日	昭和年月日	日	円	

(記入心得) 1. 「區別」の欄の記入は、(療養補償)の記入心得と同じ。

2. 「備考」の欄の記入は、(療養補償)の記入心得と同じ。

請求記号	所屬部局	職	職員の氏名	傷病名	負傷発病年月日時	理決年月日	定支年月日	障害等級	平均障害補償金額	備考
			(歳)		昭和年月日時	昭和年月日	昭和年月日	級	円	

(記入心得) 1. 分割支給を行うものについては、「備考」の欄に「分割支給」と記入すること。

2. 請求を却下したのものについては、「備考」の欄に「却下」と記入すること。

請求記号	死亡職員の氏名	死亡年月日	請求者の氏名	職員の氏名	受給年月日	理決年月日	定支年月日	平均遺族補償金額	備考
	(歳)	昭和年月日			昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	円	

(記入心得) 1. 「死因」の欄には、死亡の原因である傷病名を記入すること。

2. 「請求者の氏名」の欄には、補償を受けるべき同順位者をすべて記入すること。

3. 分割支給を行うものについては、「備考」の欄に「分割支給」と記入すること。

4. 請求を却下したのものについては、「備考」の欄に「却下」と記入すること。

者が受給者により生計を維持し、又はこれら生計を共にすることを明らかにし得る申立書

前項第三號の規定により給與金を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合においては、同項第一號に掲げる戸籍謄本又は戸籍抄本の添付は要しないものとする。

第一條の四に規定する書類を提出すべき月が、退隱料証書又は遺族扶助料証書を交付した月の翌月より十二月内にあるときは、その書類は提出しなくてもよい。

第一項に規定する受給権調査票は、別紙様式第六號に準じて作成するものとする。

第一條の四 各受給者は、前條第一項の書類を昭和の偶数年における十月に提出しなければならない。

市長は、前條第一項に規定する書類を提出しない場合において受給権の可否につき疑あるときは、これを提出すべき月の次の支給期以後の給與金については當該書類を提出した後に支給しないうものとする。

第六條中「廣島市吏員給料條例第七條及び第九條」を「一般職の職員に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)第十三條」に改める。

第七條に次の一項を加える。

前項の規定により退隱料証書又は遺族扶助料証書の再交付を申請しようとするものは、別紙様式第七號に準じて再交付申請書を作成し、左の書類を添付するものとする。

一 退隱料証書又は遺族扶助料証書を亡失したものであるときは、亡失のてん末及び亡失後において執りたる處置を記載した書類並びにその事實を証するに足る警察官署の公の証明書

二 退隱料証書又は遺族扶助料証書を亡失したものであるときは、そのてん末及び亡失した退隱料証書又は遺族扶助料証書

第十三條中「條例第十四條」を「條例第十四條から第十四條の三まで」に改め、「退隱料請求書を作成して」の下

に「退職當時の所屬部局を経て」を、同條第一號に「(別紙様式第八號)」をそれぞれ加える。

第十五條に次の二條を加える。

第十五條の二 條例第十七條第一號但書の規定中「公務に傷い又は疾病が第二條に規定する程度に達してこれがため退職したものをいう。

前項の規定に該當する者は、同項の事情止みたるときは、すみやかに、その旨市長に届け出なければならぬ。

第一項の規定に該當する者が、一年を経過してなお、その傷い又は疾病が同項に規定する程度に達してゐるときは、毎年、退職した日の屬する月に、若年停止排除延長請求書(別紙様式第九號)に第十四條第二號及び第三號に掲げる書類並びに退隱料証書を添付して、市長に提出しなければならない。

第十七條中「その加給となる者の員數が、減少した場合に」の下に「退隱料改定請求書(別紙様式第一號の五)、退隱料証書及び」を加える。

第十八條中「在職中の履歴書」の下に「及び戸籍抄本」を、「退職給與金請求書を作成して」の下に「退職當時の所屬部局を経て」をそれぞれ加える。

第十九條第一項中「遺族扶助料請求書を作成して」の下に「吏員退職當時の所屬部局を経て」を、同項第一號に「(別紙様式第八號)」をそれぞれ加え、同項第二號の次に次の一號を加える。

三 請求者が吏員の死亡當時これにより生計を維持し、又はこれら生計を共にしたことを明らかにし得る申立書(別紙様式第三號の四)

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 條例第二十四條の規定に因る遺族扶助料権利者は、その加給の原因となる者の員數が増減があつた場合においては、遺族扶助料改定請求書(別紙様式第三號の五)に左の書類を添付して、市長に、提出しなけれ

ばならない。

一 加給の原因となるべき者の遺族の員數が増加した場合にあつては、次に掲げる書類

(イ) 遺族扶助料証書

(ロ) 戸籍謄本(加給の原因である遺族の増加を明らかにし得るもの。)

(ハ) 加給の原因となるべき遺族が遺族扶助料をうける者により生計を維持し、又はこれら生計を共にするに至りたることを明らかにし得る申立書(別紙様式第三號の二)

二 加給の原因である遺族の員數が減少した場合にあつては、次に掲げる書類

(イ) 遺族扶助料証書

(ロ) 加給の原因である遺族の員數の減少したことを明らかにし得る申立書(別紙様式第三號の三)

第二十三條中「死亡給與請求書を作成して」の下に「吏員退職當時の所屬部局を経て」を、同條第一號に「(別紙様式第八號)」をそれぞれ加え、同條第二號の次に次の一號を加える。

三 請求者が吏員の死亡當時、これにより生計を維持し、又はこれら生計を共にしたことを明らかにし得る申立書(別紙様式第三號の四)

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 條例第十三條の規定により給與金を請求する者は、給與金の請求書を、市長に、提出しなればならない。但し、死亡した受給権者が、給與金を請求するときはその所屬部局を經由すべき場合においては、その所屬部局を経て、これを提出しなればならない。

前項の請求書には、左の書類を添付するものとする。

一 死亡した受給権者が、給與金を請求するときは添付することを要すべき書類

二 請求者の戸籍謄本(死亡した受給権者の死亡當時の請求者の身分關係を明らかにし得るもの。但し、前號

の規定により添付した戸籍謄本を重複する場合を除く。

第一項の請求者が遺族以外の相續人である場合においては、第二項各號に掲げる書類の外、請求者が吏員の死亡當時これにより生計を維持し、又はこれら生計を共にしたことを明らかにし得る申立書を添付するものとする。但し、請求者が同時に遺族扶助料を請求する場合は、この限りでない。

第二十四條の次に次の一號を加える。

第二十四條の二 所屬部局において、給與金の請求書類を受け付けたときは、その給與金に關する計算書、別紙様式第十號から第十三號まで、)を作り証據書類を添付し、市長に、提出しなればならない。

別記に次の十一號を加える。

(様式第一號の五)

(様式第三號の四)

遺族扶助料を受けようとする者の生計關係申立書

遺族扶助料を受けようとする者の氏名 職 柄 生 計 關 係

昭和 年 月 日 請求者 氏 名

右相違ないことを申し立てます。

昭和 年 月 日 請求者 氏 名

備考 生計關係には吏員死亡當時これと同居していた者については、その同居關係を明記し、これと同居してゐなかつた者については、吏員死亡當時までのこれの生活上の相互依存關係を詳記するものとする。

(様式第三號の五)

(様式第七號)

遺族扶助料証書再交付申請書

遺族扶助料証書番號

遺族扶助料証書の日附

遺族扶助料金額

遺族扶助料証書を亡失(き損)致しましたから再交付を申請します。

昭和 年 月 日 吏員退職當時の職名又は吏員との身分關係

本籍地 現住所

氏 名

退隱料改定請求書

退隱料証書番號

退隱料年額

前記退隱料受給中の追加給の原因たる者の員數を減少したから年額を改定されるよう証據書類を添えて請求します。

昭和 年 月 日 本籍地

現住所 請求者 氏 名

廣島市長 殿

(様式第六號)

遺族扶助料 受給権調査票

遺族扶助料証書番號

遺族扶助料年額

前記遺族扶助料受給中の追加給の原因たる遺族の員數を減少したから年額を改定されるよう証據書類を添えて請求します。

昭和 年 月 日 本籍地

現住所 請求者 氏 名

廣島市長 殿

(様式第八號)

退職當時の職名

氏 名

年月日 記 事 所屬名

右相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日 (退職當時の所屬部局の長)

氏 名

退隱料改定請求書

退隱料証書番號

退隱料年額

前記退隱料受給中の追加給の原因たる者の員數を減少したから年額を改定されるよう証據書類を添えて請求します。

昭和 年 月 日 本籍地

現住所 請求者 氏 名

廣島市長 殿

(様式第六號)

遺族扶助料 受給権調査票

遺族扶助料証書番號

遺族扶助料年額

前記遺族扶助料受給中の追加給の原因たる遺族の員數を減少したから年額を改定されるよう証據書類を添えて請求します。

昭和 年 月 日 本籍地

現住所 請求者 氏 名

廣島市長 殿

(様式第八號)

退職當時の職名

氏 名

年月日 記 事 所屬名

右相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日 (退職當時の所屬部局の長)

氏 名

廣島市告示第六十三號

左記の公印は、紛失及び廢棄したから、以後無効とする。昭和二十六年十一月二日 廣島市長 濱井信三

Table with 2 columns: 公印名 (Official Seal Name) and 廣島市役所 (Hiroshima City Office). Includes entries for various departments like 庶務課 (General Affairs), 技術課 (Technical), and 衛生課 (Health).

廣島市告示第六十四號

昭和二十六年十一月八日 廣島特別都市計画事業復興東部土地地区画整理施行者 廣島市長 濱井信三

廣島特別都市計画事業復興東部土地地区画整理施行地区内の別紙土地所有者若田乙吉外二名関係者白石年男外一名に對する特別都市計画法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書 廣島特別都市計画事業復興東部土地地区画整理施行地区内の換地所有又は関係の土地に對し、特別都市計画法第十三條の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつたものについては、おつて調査の上移轉方通知する。換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまでその土地を使用することができない。

Table with 4 columns: 町名 (Town Name), 地番 (Lot Number), 示表 (Notice Table), 住所 (Address). Lists lots in 小町 (Kochi) and 小町 (Kochi) areas.

廣島市告示第六十五號

狂犬のよん延の防止のため、狂犬予防法（昭和二十五年法律第二百四十七號）第十五條の規定に基き、次の通り大の移入を禁止する。昭和二十六年十一月十日 廣島市長 濱井信三

一 従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついでくので土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せらる。一 換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合、當方の現場明示を必ず受けること。

Table with 4 columns: 町名 (Town Name), 地番 (Lot Number), 示表 (Notice Table), 住所 (Address). Lists lots in 新川場町 (Shinkawabachō) and 富士見町 (Fujimimachi) areas.

七日まで 区域 廣島市 禁止事項 左記の各都（道府）縣から前項の区域内へ犬を移入すること。但し移入しようとする以前六ヶ月以内に狂犬予防法射を受け、注射済票を着けた犬であつて、當該都（道府）縣知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條

廣島市告示第六十六號

廣島市二葉ノ里高田峰太郎外五、四一九名に對する昭和二十六年定期収入固定資産税徵收令第三期住所不明のため送達不能につき地方税法條二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示。昭和二十六年十一月十日 廣島市長 濱井信三

の規定に基き政令で定める市にあつては、當該市長の移出許可証がある大はこの限りでない。東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬縣、栃木縣、静岡県、兵庫県、

地方公務員法第二十八條第二項第二號の規定により休職を命ずる

Table with 3 columns: 職名 (Position), 氏名 (Name), 休職期間 (Suspension Period). Lists various city employees and their suspension dates.

建設局東部復興事務所補佐調査係長を免する

昭和二十六年十一月七日（各通） 技術職員 藤本 勲 事務職員 大場 兼行

Table with 3 columns: 職名 (Position), 氏名 (Name), 免職理由 (Dismissal Reason). Lists various city employees and their dismissal reasons.

廣島市職員公務災害補償條例の取扱について

廣島市職員公務災害補償條例（以下「條例」という。）は、昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十號として公布され、昭和二十六年四月一日から適用されることになり、これに伴う同條例施行規則（廣島市規則第五十七號。以下「規則」という。）が本日公布された。

一 本項及び規則第六條第一項に規定する「支拂われ給與」とは、その期間内に現実に支拂われた給與（年末手当及びこれに準ずる給與を除く。）又は支拂の確定した給與（超過勤務手当等の給與）のこの期間に對する本來の給與に改訂したものによるものとする。

二 新たに採用された者が、その月に傷害を受けた場合に對する給料、扶養手当、勤務地手当等の前拂の給與

三 かのばつて昇給又は昇格が行われた場合の給與

四 本項本文の「總日數」とは、日曜その他勤務を要しない日を含む日數のことであり、但書第一號の「勤務した日數」とは、その期間内において現実に勤務した日數のことであり、

五 年次有給休暇を含む。

第三項

一 本項による控除日數のうちには、日曜その他勤務を要しない日、休日又は年末、年始の休暇を含むものとする。

二 「控除しないで計算した平均給與額が控除して計算した平均給與額より多い場合」とは、たゞせば條例第三條第一項又は規則第六條第一項の期間のうち昇給または昇格して間もなく本項の規定に該當するに至つたような場合にあり得る。

三 「市の責に歸すべき事由」とは、たゞせば、一般職の職員に關する條例施行規則（昭和二十六年三月三十日廣島市規則第九十三號）別表第一の七（所屬部局の事務又は事業の運営上の必要に基き事務又は事業の全部又は一部の停止）に該當したような場合のことであり。

第四項

「前三項の規定により平均給與額を計算することできない場合」と及び「前三項の規定により計算した平均給與額が著しく、公正を欠く場合」における平均給與額は、規則第六條の定めるところによる。

第四條關係

第一項

一 「辭職」とは、辭職、退職、免職、懲戒免職、解職及び失職をいう。

二 離職後においても、公務上の災害（離職後の養病及び再發を含む。）に對しては、在職中と同様に補償を行うものである。

三 休業補償については、在職中療養のため勤務することができない場合と大休同じ程度の負傷又は疾病である場合には、離職後であつても補償を行うものである。

第五條關係

補償を受ける権利の通知は、規則第七條及び第八條の定めるところによる。

第七條關係

一 公務上の負傷または疾病であるか否かの認定は、規則第九條および別紙「公務上の災害の認定基準」による。

二 「必要な療養」とは、條例第八條に掲げる療養の範圍内で原則として醫師が必要と認められたものとする。

三 「療養を行う」とは、實施機關が病院又は診療所を指定して療養を行う場合（實施機關が病院又は診療所に對してその費用を支拂うもの。）すなわち現物補償のことであり、「療養の費用を支給する」とは、その他の醫療機關で療養を受けたときその費用を支給する場合すなわち金銭補償のことであり。

療養補償は、負傷又は疾病がなつて行つたものとする。但し、規則第十五條により市長の承認を得て打切補償を行う場合は、この限りでない。

五 療養補償を受けるべき者が、補償を受ける前に死亡したときは、その補償はこれを相続人に支給する。療養補償以外の補償についても同様とする。但し、遺族補償については條例第十五條の定めるところによる。

六 療養補償の請求方法は規則第十條、支給方法は規則第十三條及び第十四條の定めるところによる。

第八條關係

一 診療の範圍は、次の通りとする。

(一) 醫師及び齒科醫師の診療（往診を含む。）

(二) 診断上必要なあらゆる化學的定性検査、顯微鏡學的検査、細菌學的検査、血清學的検査、レントゲン検査及びその他の検査

(三) 診断書、処方箋その他意見書等の文書

二 藥劑又は治療材料の支給の範圍は、次の通りとする。

(一) 内用藥及び外用藥の支給又はガーゼ、ほうた、い、油紙、容器、副木等の治療材料

(二) 自ら賣藥を求めた場合の費用で醫師が必要と認められたもの

三 處置、手術その他の治療の範圍は、次の通りとする。

(一) 處置、ほうた、い、の卷替、藥の塗布、患部の洗、じよう、あん法、点眼、波射、輸血、酸素吸入等。但し、輸血料については、當該地方の慣行料金による額とし、慣行料金のない場合は百グラム四百五十グラムの割で計算した額とする。

(二) 手術、患部の切開、縫合等

(三) その他の治療

(四) 熱氣療法、温浴療法、紫外線療法、レント

六 休業補償の請求の方法は規則第十條、支給の方法は規則第十三條及び第十四條の定めるところによる。

第十條關係

第一項

一 「なかつたとき」とは、完全治癒のみでなく、症状が固定しもはや療養効果が期待できなくなつたときをいう。

二 同一の事故によつて、二以上の負傷又は疾病があるときは、その二以上の負傷又は疾病の全部がなかつたときをもつて前記一の「なかつたとき」とする。

三 次の各號に掲げる身体障害は、それぞれ一つの身体障害として扱ふものとする。

(一) 兩眼の視力障害、視野障害その他兩眼の障害（まつ毛はげを除く。）

(二) 兩耳の聴力障害

(三) 兩上肢の欠損又は機能の全廢

(四) 一上肢の關節機能の全廢

(五) 一手の指の欠損又は用廢

(六) 兩下肢の欠損又は機能の全廢

(七) 一下肢の關節機能の全廢

(八) 一足の足指の欠損又は用廢

(九) そ、し、や、く、さ、の、語、の、機、能、の、用、廢

(十) 兩側、こ、う、の、九、の、喪、失

(十一) 兩手の手指の全部の喪失

(十二) 兩足の足指の全部の喪失

四 障害補償の請求の方法は、規則第十條、支給の方法は規則第十三條の定めるところによる。

第二項及び第三項

一 身体障害が二以上ある場合の等級は、重い障害の等級によるものとする。

二 身体障害が二以上ある場合においては、そのうち

ケン療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等

(一) 温泉療法、整接骨、マッサージ、はり、き、ゆう、及び柔道整復術師の治療等については、醫師が必要と認められたもの

(二) 公務上の災害であるか否かを認定する場合の死体解剖、死後の診断又は醫師の行つた死体の手術面の假縫合、内臓露出物の還納等の處置

四 病院又は診療所への収容の範圍は、次の通りとする。

(一) 入院料

(二) 入院料に食料料が含まれていない場合は、現実に要した食料の費用。但し、その費用は一日につき百五十円をこえてはならない。

(三) 特殊の負傷又は疾病（たゞせば食道管の障害）のため流動物のような特殊の食事を醫師が必要と認められた場合は、前記二の但書によらずに現実に要した食料の費用

四 入院中死亡した場合の死体安置料

五 看護の範圍は、次の通りとする。

(一) 重症のため醫師が常に看護婦（看護婦がいなためこれに代つて附添婦を附した場合を含む。）の看護を要するものと認められた場合は、入院中であること自宅療養中であることを問はずその看護料

(二) 入院中の場合、看護婦又は附添婦等を得られないためにこれに代つて家族が附添つた場合は、その附添の費用

(三) 前記(一)の看護料は、當該地方の慣行料金、前記(二)の附添料の費用は、當該地方の見習看護婦の慣行料金による。

四 前記(一)の看護料等に食料料が含まれていない

場合は、一日につき百円の範圍内で現実に要した食料の費用

六 移送の範圍は、次の通りとする。

(一) 災害の場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中他の病院、診療所等へ移送を必要とする場合の交通費、人夫賃及び宿泊料

(二) 病院、診療所等へ受診又は通院のための交通費

(三) 獨歩のできない場合の介護附添に要する費用

(四) 災害の場所、病院又は診療所などから自宅までの死体運搬の費用

(五) その他必要と認められる移送の費用で現実に要したものを

七 療養補償は、前記一から六までに掲げる療養の範圍内で、個々の負傷又は疾病につき社會通念上必要と認められるもの又は醫師が必要であり、且つ、相當と認められたものとする。

第九條關係

一 給與條例の規定により給料又はこれに相當する給與の全額を支給される場合は、休業補償は支給しない。

二 一日の勤務時間の一部に療養のため勤務することができない時間があり、その時間について給與を受けない場合は、平均給與額からその日に支給された給與額を差し引いた額の百分の六十に相當する金額を休業補償として支給する。

三 休業期間中に日曜その他勤務を要しない日があつた場合は、その日についても休業補償を支給する。

四 死亡した日の休業補償は、一日分として支給する。この場合その日の分として支給された給與があるときは、前記二による。

五 休業補償については、條例第三條第五項に準じ、その日額について繰上処理をするものとする。

重い障害の二つのみによつて第三項各號のいずれに該当するかを定め、その二つのうちの重い障害の等級について繰り上げを行うものとする。

第四項 本項により制限をうける場合は、第十三級と第九級から第二級まで、及び第十二級と第二級の障害がある場合のみであつて、この場合には繰り上げた等級によらず、それぞれの等級による金額の合算額によるものとする。

第五項 一 既存障害がある者が、新たに障害を受けた場合は、前後の障害を合した障害が、前記第一項三の各號に掲げる障害のいずれかに該当するときは、本項に該当するものとして取り扱うものとする。但し、新たな障害のみについて計算した方が職員に有利なときはその障害のみによる。

二 本項によつて差し引くべき「従前の障害に應ずる障害補償の金額」は、従前の障害に應ずる等級の日数によつて計算した金額とする。

第十一條關係

一 「重大な過失」とは、たとえば次のような場合のことである。

(一) 職員が法律、命令若しくは條例、規則等に違反して事故を発生させた場合

(二) 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反した事故を発生させた場合

(三) 監督者の事故防止に關する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は勵行されているにもかかわらず、これに従わないうて事故を発生させた場合

二 本條の實施については、規則第十五條の規定により實施機關が市長の承認を得て行うものとする。

なお、その職員が地方公務員法第五十八條第二項但書及び附則第二十項、第二十一項の規定に該当するものであるときは、本條に定める外、勞働基準監督官署の認定を要する。

第十二條關係 一 公務上の死亡には、療養中の死亡、負傷又は疾病の再發による死亡を含む。

二 遺族補償の請求の方法は、規則第十條及び第十一條、支給の方法は規則第十三條の定めるところによる。

第十三條關係

第一項 一 「婚姻の届出をしないが、職員の死亡當時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。」とは、戸籍上の配偶者がいない場合に限り、その者を配偶者として取り扱うものとする。但し、その者が戸籍上他人の配偶者であつた場合は、配偶者と認めない。

二 「主としてその収入によつて生計を維持していた者」とは、大體次の標準で認定するものとし、單に生計を一にしていたとみなされるものは含まない。

(一) その者の勤務所得、資産所得、事業所得等の所得年額が二五、二〇〇円程度以下であること

(二) 不具は、疾者の場合は、前號によるほか、終身勞務に服することができない程度のものであること

(三) 職員が他の者と共同して同一人を扶養している場合は、その職員が主として扶養している者に限ること

第十六條關係

一 「葬祭を行つた者」とは、死亡した職員の遺族あるいは他人を問わず、現実にその職員の葬祭を行つた者とする。

二 葬祭補償の請求の方法は規則第十條、支給の方法は規則第十三條の定めるところによる。

は規則第十三條の定めるところによる。

第十七條關係 第一項 一 療養補償は「なおる」まで行うので、本條の打切補償の規定は、原則として發動させない方針であるから、特別の事情によりこれを行う必要がある場合は、規則第十五條によりあらかじめ市長の承認を得て行うものとする。

二 打切補償の請求の方法は規則第十條及び第十二條、支給の方法は規則第十三條の定めるところによる。

第十八條關係

補償の分割支給は、規則第十六條及び第十七條の定めるところによる。

第二十條關係 一 審査請求の手續、審査の方法等は、公平委員會規則の定めるところによる。

二 地方公務員法第五十八條第二項但書及び附則第二十項、第二十一項に該当する職員は、勞働基準法第八十五條及び第八十六條の定めるところによる。

第二十一條關係

第一項 「その他の關係人」とは、公平委員會が審査のため又は實施機關が、補償の實施のために必要と認められた者であつて、たとえば、現認者、醫師、所屬部局の職員等のことである。

第二十二條關係 第一項 「その他の關係人」とは、第二十一條第一項に同じ。

第二項 身分を示す証票は、規則第二十二條の定めるところによる。

第二十三條關係

一 時効の起算日は、次に掲げる日の翌日とする。

(一) 療養補償は、負傷または疾病があつた日

(二) 休業補償は、勤務することができなくなった日

(三) 障害補償は、負傷又は疾病があつた日

(四) 遺族補償及び葬祭補償は、死亡した日

二 「自己の責に歸すべき事由以外の事由」とは、たとえば、通知を發送したが通信の事故によつて補償を受けるべき者に届かなかつたような場合のことである。

附則第二項關係

一 條例施行の前日にすでに支給すべき事由の生じたものについては、その補償がたゞえ未拂であつた場合であつても、すべて従前の規定による。

二 條例施行の前日に補償の原因である災害が發生し、條例施行の日以後に支給すべき事由が發生したもののたとえば、障害補償については條例施行の日以後にその原因である負傷または疾病があつたような場合については、この條例で補償する。

三 前記二の場合の平均給與額は、條例施行の前日の期日を過算し、條例で計算する。

四 條例施行の前日に療養補償をうけていた期間は、條例による療養補償の期間に過算し、第十七條の規定を適用する。

別紙

公務上の災害の認定基準

公務員は、職員に遂行すべきものとして割當られた仕事のことであり、公務上の災害とは、公務に起因し、又は公務と因果關係をもつて發生したものない、公務上の災害認定基準は次に示す。

なお、結果を構成する原因が二以上ある場合は、その主要なものをとつて公務上であるかどうかが認定する。

第二十四條關係

一 負傷の場合については、その負傷の原因である事故が公務上であるかどうかによつて認定する。

(一) 自己の職務遂行中に事故が發生した場合（但し、天災地變による場合を除く。）

(二) 擔當外の職務遂行中の事故は、公務上達成のための善意の行爲であることが確認された場合

(三) 通勤途上の事故は、次に掲げる場合

(イ) 職員にのみ利用されている交通機関によつて通勤する場合において、所屬部局の責に歸すべき事由によりその往復途上において事故が發生した場合

(ロ) 業務管理上の必要により、特定の交通機関によつて通勤することから所屬部局から強制されている場合にその往復途上において事故が發生した場合

(ハ) 突發事故その他これに類する緊急業務のために直ちに勤務することを命ぜられた場合（あらかじめ命ぜられた場合を含む。）に、その通勤途上において事故が發生した場合

(ニ) 出張又は赴任途上の順路において事故が發生した場合

(四) 職員がその職務遂行上必要な訓練（たとえば警察職員の武術練習）中において事故が發生した場合

(イ) 勤務場所又はその附屬建物において、その設備の不完全又は管理上の不注意により事故が發生した場合

(ロ) 職務遂行に伴う怒恨により、第三者から加害を受け事故が發生した場合

(ハ) 次に掲げる場合において、事故が天災地變により發生した場合

第二十五條關係

一 疾病の場合については、次に掲げる場合のものとする。

(一) 規則第九條に掲げる職業病については、特に反證のない場合の當該疾病

(二) 公務上の負傷による疾病については、次の各號のいずれかに該当する場合の當該疾病

(イ) 負傷した當時、全く健康であつて何等疾病の素因を有していなかつたものが、その負傷によつて發病した場合

(ロ) 負傷した當時、疾病の素因があつたが發病する程度でなかつたものが、その負傷によりその素因が刺戟されて發病した場合

(ハ) 負傷した當時、疾病の素因があり、しかも早晩發病する程度であつたものが、その負傷により發病の時期を著しく促進した場合

(ニ) 負傷した當時既に發病していたものが、その負傷によりその疾病を著しく増悪した場合

(イ) その他公務に起因することが明らかに認められる場合の當該疾病。

なお、次に掲げる疾病は、本號によつて取り扱うこととする。

(イ) 所屬部局の式典、創立記念日等）においてきよう應された場合又は勤務の特殊性により給食が通例となつてゐる場合の當該食物による食中毒

(ロ) 傳染病に罹患のおそれのある地域に出張旅行することにより罹患した場合の當該疾病

(ハ) 予防注射又はツベルカリン皮内反應検査等衛生管理上命ぜられた處置により發生した場合の當該疾病

第二十六條關係

一 疾病の場合、次に掲げる場合のものとする。

(一) 公務上の災害は、次に掲げる場合のものとする。

(イ) 天災地變による事故發生の危険性が著しく高い職務に従事していた場合

(ロ) 罹災地域外から罹災地域内に出張中の場合

二 疾病の場合、次に掲げる場合のものとする。

(一) 公務上の災害は、次に掲げる場合のものとする。

(イ) 天災地變による事故發生の危険性が著しく高い職務に従事していた場合

(ロ) 罹災地域外から罹災地域内に出張中の場合

第二十七條關係

一 療養補償は「なおる」まで行うので、本條の打切補償の規定は、原則として發動させない方針であるから、特別の事情によりこれを行う必要がある場合は、規則第十五條によりあらかじめ市長の承認を得て行うものとする。

二 打切補償の請求の方法は規則第十條及び第十二條、支給の方法は規則第十三條の定めるところによる。

第二十八條關係

補償の分割支給は、規則第十六條及び第十七條の定めるところによる。

第二十條關係 一 審査請求の手續、審査の方法等は、公平委員會規則の定めるところによる。

二 地方公務員法第五十八條第二項但書及び附則第二十項、第二十一項に該当する職員は、勞働基準法第八十五條及び第八十六條の定めるところによる。

第二十九條關係

第一項 「その他の關係人」とは、公平委員會が審査のため又は實施機關が、補償の實施のために必要と認められた者であつて、たとえば、現認者、醫師、所屬部局の職員等のことである。

第二十二條關係 第一項 「その他の關係人」とは、第二十一條第一項に同じ。

第二項 身分を示す証票は、規則第二十二條の定めるところによる。

四 業務
綱領、宣言及び議決の達成を目的とし、その實現を期する。

綱領 「市政を明瞭に、能率的に、民主的に革新するため、地方公務員たけの自覺のもと、一黨一派に偏せざる強固なる意志と團結をもつて

- 一 責任と義務を完遂し
- 一 教養を高め情操を養い
- 一 權利と要求は堂々主張し
- 一 眞に市民に親しまれる職員にならう。

眞に市民に親しまれる職員にならう。

五 役員の名
執行委員長 中村正忠
副執行委員長 竹村潔
書記長 森保秀俊
執行委員 三宅廣三
執行委員 山野忠治
執行委員 平井武義
執行委員 林岡雅夫
執行委員 松本利明

六 登録年月日 昭和二十六年九月十日
「廣島市教職員組合」

一 登録番號 第二號
二 職員團體名 廣島市教職員組合
三 事務所の所在地 廣島市下柳町六番地 勝見印刷所
四 業務 内
組合員の總體的、社會的、政治的地位の向上をばかり教育並びに研究の民主化につとめ文化國家の建設に寄與する事を目的とする。

一 教職員待遇並びに労働條件の維持改善に關すること。
二 學術研究の民主化に關すること。
三 民主主義教育の建設に關すること。
四 教職員文化教育に關すること。
五 他の諸團體との連絡提携に關すること。

手島 康
本川 秀雄
山田 常雄
沼田 常雄
松本 義之
高橋 直人
吉田 義之
住吉 勇三
住吉 勇三
住吉 勇三

六 登録年月日 昭和二十六年十一月十日
「聯合會計委員會」

執行委員長 武田山
書記長 沖田幸三
執行委員 熊岡廣太郎
執行委員 南川幸春
執行委員 下村越夫

加藤 文三
小崎 直信
大崎 達治
吉田 勝治
安藤 勝治
重谷 勝治
宮地 勝治

出張所所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年二月一日現在)

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	八、九三	△	二、二八	△
尾長	三、九〇〇	△	一、一四	△
青島	九、六〇〇	△	二、三三	△
段原	二、一三三	△	五、五九	△
比治山	一、七〇〇	△	四、一三	△
仁保	五、九八	△	一、四九	△
大河	一、三三	△	二、七	△
皆賀	一、六五	△	四、〇七	△
宇品	二、四三	△	六、三三	△
似島	三、三三	△	七、三九	△
基町	二、八〇	△	九、八九	△
中央	三、七九	△	五、二	△
十日市	一、三	△	三、五	△
舟入	一、八五	△	四、六	△
親普	一、九〇	△	四、九	△
己斐	一、八六	△	四、九	△
三篠	一、四一	△	四、二	△
草津	一、三	△	三、三	△
計	三〇〇、四四	△	七五、九八	△

戸籍上の市勢 (昭和二十六年十月分)

種別	一件数	同上一日分		前年同月分	前年同月分増減
		最大	最小		
結婚	一七	一	一	一八	一
離婚	九	一	一	八	一
出生	二七一	一	一	二〇	一
死亡	一〇	一	一	一〇	一
寄留届	三三	一	一	三三	一
出寄留届	一三	一	一	一三	一
身分證明	一〇	一	一	一〇	一
印鑑照査	一〇	一	一	一〇	一
戸籍附覧	二六	一	一	二六	一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十日分で計算したもの

廣島市役所

次に歳出状況を見る。

區分	二十五年		二十六年		増額に對する 百分比
	予算額	実績額	予算額	実績額	
役所費(經常費)	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
警察消防費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
土木費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
教育費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
社会労働施設費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
保健衛生費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
産業經濟費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
建設費	1,171,500	1,171,500	1,171,500	1,171,500	100
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100

本市平和記念都市建設の根幹となる建設費が、予算総額の二八%を占め二十四年度に比し、七割三分程度の増加を見ており、次は職員の人件費物件費その他議會運轉費等必要止むを得ない經常的な諸経費が、予算総額の二三%で、昭和二十四年度に比し二割三分の増加を示している。その他は社会労働施設費の一八%で二割一分の増加、警察消防費の一三%で二割二分増となり増加率の著しいものは、キヤ台風の災害復舊を要した土木費の二七割七分である。執行の状況は一般會計の八五%、建設費が八〇%となつてゐる。

建設費については平和都市建設事業補助金の八八%市債の八三%で歳入合計は八〇%の収入率となり内學校建設事業補助金の八八%市債の九二%住宅建設事業補助金の九九%、市債償還費の九四%が主なものとなつてゐる。

次は昭和二十六年についてであるが前年度に比較して次表の通り、一般會計は二割四分強の増、建設費會計においても二割二分強の増、繰体において二割三分の増額となつてゐる費目別状況は次の通りである。

會計別	二十五年		二十六年		差引増△減 に對する百分比
	当初予算額	実績額	当初予算額	実績額	
一 一般會計	1,000,000	1,171,500	1,000,000	1,171,500	117.15
二 建設會計	1,000,000	1,171,500	1,000,000	1,171,500	117.15
三 其他特別會計	1,000,000	1,171,500	1,000,000	1,171,500	117.15
計	3,000,000	3,514,500	3,000,000	3,514,500	117.15
費目	二十五年	二十六年	差引増△減	二十五年	備考
一 市	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
二 地方財政平衡交付金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
三 公企業及財産収入	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
四 使用料及手数料	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
五 國庫支出金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
六 縣支田金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
七 寄附金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
八 繰入金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
九 繰越入金	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
十 雑収入	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
十一 市債	1,000,000	1,171,500	171,500	171.5	
歳入合計	10,000,000	11,715,000	1,715,000	171.5	

費目	二十五年		二十六年		備考
	當初予算額	差引増減	當初予算額	差引増減	
一、建設費	600,000	100,000	600,000	100,000	
紀念施設費	600,000	100,000	600,000	100,000	
區劃整備費	600,000	100,000	600,000	100,000	
街路費	600,000	100,000	600,000	100,000	
重要幹線街路費	600,000	100,000	600,000	100,000	
橋梁費	600,000	100,000	600,000	100,000	
路面舗装費	600,000	100,000	600,000	100,000	
橋梁費	600,000	100,000	600,000	100,000	
下水費	600,000	100,000	600,000	100,000	
公共空地整備費	600,000	100,000	600,000	100,000	
住宅建設費	600,000	100,000	600,000	100,000	
住居改良費	600,000	100,000	600,000	100,000	
學校建築費	600,000	100,000	600,000	100,000	
都市公共施設整備費	600,000	100,000	600,000	100,000	
瓦斯及軌道事業費	600,000	100,000	600,000	100,000	
建設費	600,000	100,000	600,000	100,000	
二、公債費	600,000	100,000	600,000	100,000	

費目	二十五年		二十六年		備考
	當初予算額	差引増減	當初予算額	差引増減	
一、建設費	100,000	100,000	100,000	100,000	
國庫支出金	100,000	100,000	100,000	100,000	
市債費	100,000	100,000	100,000	100,000	
雑収入金	100,000	100,000	100,000	100,000	
繰越金	100,000	100,000	100,000	100,000	
換地清算徴収金	100,000	100,000	100,000	100,000	
公企業及財産収入	100,000	100,000	100,000	100,000	
歳入合計	100,000	100,000	100,000	100,000	

費目	二十五年		二十六年		備考
	當初予算額	差引増減	當初予算額	差引増減	
一、建設費	100,000	100,000	100,000	100,000	
二、役所費	100,000	100,000	100,000	100,000	
三、警察消防費	100,000	100,000	100,000	100,000	
四、土木費	100,000	100,000	100,000	100,000	
五、教育費	100,000	100,000	100,000	100,000	
六、社會労働施設費	100,000	100,000	100,000	100,000	
七、保健衛生費	100,000	100,000	100,000	100,000	
八、産業經濟費	100,000	100,000	100,000	100,000	
九、財産費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十、統計調査費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十一、選挙費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十二、公債費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十三、検査費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十四、監査委員費	100,000	100,000	100,000	100,000	
十五、諸支出金	100,000	100,000	100,000	100,000	
十六、予備費	100,000	100,000	100,000	100,000	
歳入合計	100,000	100,000	100,000	100,000	

備考

普通税

内	舊法による税収入	賦税附加税その他	地方財政平衡交付金	三、公企業及財産収入	四、使用料及手数料	五、國庫支出金	六、縣支田金	七、寄附金	八、繰入金	九、繰越金	十、繰入金	歳入合計
一、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
二、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
三、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
四、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
五、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
六、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
七、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
八、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
九、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
十、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
十一、	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	1,234,567.89	12,345,678.90
歳入合計	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	12,345,678.90	123,456,789.01

最終予算額に對する支出額の百分比

科	項目	當初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分比	支出額	差引	最終予算額に對する収入額の百分比
一、	歳入用差引現金	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
二、	歳出合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
三、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
四、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
五、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
六、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
七、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
八、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
九、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十一、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十二、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十三、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十四、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十五、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十六、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十七、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100

最終予算額に對する収入額の百分比

科	項目	當初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分比	支出額	差引	最終予算額に對する支出額の百分比
一、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
二、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
三、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
四、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
五、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
六、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
七、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
八、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
九、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十一、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十二、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十三、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十四、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十五、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十六、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100
十七、	歳入合計	1,234,567.89	1,234,567.89	100	1,234,567.89	0	100

十一、市	歲入合計	價	1,000,000.00	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
------	------	---	--------------	--------------	-----	--------------	-----

科 目	當初予算額	追加更正 予算額	現在予算額	現在予算 額に對する 百分比	自四月 至九月 支出額	現在予算 額に對する 支出の 百分比
一、議會費	16,000.00	—	16,000.00	100	16,000.00	100
二、警察消防費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
三、役務所費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
四、土木費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
五、教育費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
六、社會勞動施設費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
七、保健衛生費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
八、產業經濟費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
九、財產費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十、統計調査費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十一、選舉費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十二、公債費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十三、檢査費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十四、監査委員費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十五、災害土木復舊費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十六、公平委員會費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十七、災害復舊費	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十八、諸支田金	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
十九、子 福	11,000.00	—	11,000.00	100	11,000.00	100
歲出合計	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100

特別會計建設費歲入

科 目	當初予算額	追加更正 予算額	現在予算額	現在予算 額に對する 百分比	自四月 至九月 收入額	現在予算 額に對する 百分比
一、公企業及財產收入	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
二、國庫支出金	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
三、雜 收入金	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
四、雜 收入	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
五、市 債	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
六、繰 越 金	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
七、換地清算費收入	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
八、寄 附 金	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100
歲入合計	1,000,000.00	—	1,000,000.00	100	1,000,000.00	100

歳 入

科

目 目

當初予算額

追加更正
予算額

現在予算額

現在予算
額に對する
百分比

自四月
至九月
支出額

現在予算
額に對する
百分比

内

當初予算額

追加更正
予算額

現在予算額

現在予算
額に對する
百分比

自四月
至九月
支出額

現在予算
額に對する
百分比

區別整理費
街路費
重要幹線街路費
路面鋪裝費
橋梁費
下水費
公共施設整備費

11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00

—
—
—
—
—
—
—

11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00

100
100
100
100
100
100
100

11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00
11,000.00

100
100
100
100
100
100
100

(二) 水道事業

本市水道事業が公營企業として、指定されて以來獨立採算額を堅持し、保衛衛生防火、その他重要産業發展に萬全を期すべく市民各氏の御協力を得て努力して來たが、經營狀態の奨励による諸物價の高騰加えて創設以來五十餘年を経た老朽諸施設の改善復舊費並びに緊急を要する災害復舊費等に多額の諸費を要する反面國庫補助金並に市債等の認定困難等の惡條件により容易には企業會計としての効率を擧げ得ない實情にある。

昭和二十五年年度に對し二十六年度を比較するに諸経費は總額において、七割八分強の増加を見ている。歳入の各年度毎については二十五年年度國庫依存は二三%であるに對し二十六年度は五六%で三三%の増加を見え獨自財源は二十五年度五八%二十六年度三七%で二二%の減率となつてゐる。

歳出については昭和十六年度において第四期擴張工事に着手したが昭和二十年原準により中断して現在にいたつていたが計画を再度検討の上、昭和二十六年年度より執行すべく計画したものが、その大部分を占めてゐる。

昭和二十五年年度二十六年度歳入出狀況については次の通りである。

昭和二十五年年度 水道事業 歳入

科 目	當初予算額	最終予算額	最終予算 總額に對する 百分比	收入 額	増 減	引 減	最終予算額に 對する收入 百分比
一、使用料及手数料	六六,三三三.七七	九八,三九六.七七	一四八.三三	一〇六,三三三.七七	三七,〇〇〇.〇〇	—	一〇〇
二、給水工事費取入	五五,三三三.七七	七〇,三三三.七七	一二五.三三	六〇,三三三.七七	一五,〇〇〇.〇〇	—	一〇〇
三、雜 取 入	一〇,三三三.七七	一〇,三三三.七七	一五.三三	一〇,三三三.七七	—	—	一〇〇
四、公企業及財産收入	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四〇,〇〇〇.〇〇	二一〇.〇〇	一四〇,〇〇〇.〇〇	四十,〇〇〇.〇〇	—	一〇〇
五、繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—
六、國庫支出金	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—
七、市 債	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—
八、繰 越 金	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—
歳入合計	一七六,〇〇〇.〇〇	二二八,〇〇〇.〇〇	三三九.〇〇	二二八,〇〇〇.〇〇	五二,〇〇〇.〇〇	—	一〇〇

科 目 當初予算額 最終予算額 最終予算 總額に對する 百分比 支出 額 減 額 最終予算に 對する支出 百分比 摘要

一、水 道	一三三,三三三.七七	一三三,三三三.七七	一九八.三三	一三三,三三三.七七	—	—	一〇〇	水道事業費
上水經常費	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一四八.三三	一〇〇,〇〇〇.〇〇	—	—	一〇〇	水道復舊事業費
配水管増設費	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—	災害復舊事業費
水道事業費	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—	水道復舊改良事業費
災害復舊事業費	—	—	—	—	—	—	—	失業應急事業費
失業應急事業費	—	—	—	—	—	—	—	給水經常費
給水經常費	—	—	—	—	—	—	—	給水工事費
給水工事費	—	—	—	—	—	—	—	受託量水器費
受託量水器費	—	—	—	—	—	—	—	水道改良事業費
水道改良事業費	—	—	—	—	—	—	—	三、公 債
三、公 債	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一五.〇〇	—	一〇,〇〇〇.〇〇	—	—	四、予 備 費
四、予 備 費	—	—	—	—	—	—	—	歳出合計
歳出合計	一七六,〇〇〇.〇〇	二二八,〇〇〇.〇〇	三三九.〇〇	二二八,〇〇〇.〇〇	五二,〇〇〇.〇〇	—	一〇〇	歳入出差引殘金
歳入出差引殘金	—	—	—	—	—	—	—	昭和二十六年年度 水道事業 費

科 目	當初予算額		追加更正		現在予算額		現在予算額に對する百分比	
	予算額	追加更正	予算額	追加更正	現在予算額	現在予算額に對する百分比	自四月収入額	現在予算額に對する百分比
一、使用料及手数料	120,000,000	—	120,000,000	—	120,000,000	100	120,000,000	100
二、給水工事費收入	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
三、雜 收 入	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
四、公企業及財産收入	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
五、繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—
六、國庫支出金	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
七、市 債 債	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
八、繰 越 金	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
歳入合計	150,000,000	—	150,000,000	—	150,000,000	100	150,000,000	100
歳出合計	150,000,000	—	150,000,000	—	150,000,000	100	150,000,000	100
内 水 道 費	100,000,000	—	100,000,000	—	100,000,000	100	100,000,000	100
一、水 道 費	100,000,000	—	100,000,000	—	100,000,000	100	100,000,000	100
二、給水工事費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
三、配水管路費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
四、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
五、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
六、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
七、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
八、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
九、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十一、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十二、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十三、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十四、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十五、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十六、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十七、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十八、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
十九、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十一、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十二、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十三、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十四、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十五、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十六、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十七、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十八、水道復舊事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
二十九、水道擴張事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
三十、水道施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100

三、財庫公債及び一時借入金の現在高
(一)市有財産
土 地 四拾七万九千九百九拾壹圓
建 物 九万五千五百貳拾八坪壹分參厘七
基金資金の現在高
參拾參万七千四百拾五圓六拾九圓

(一)公 債
借入先別市債現在高調(昭二六、九、三〇現在)
大藏省資金運用品 現在 高 總額に對する百分比
財政局 現在 高 總額に對する百分比
その他一般金融機關 現在 高 總額に對する百分比

費 目	當初予算額		追加更正		現在予算額		現在予算額に對する百分比	
	予算額	追加更正	予算額	追加更正	現在予算額	現在予算額に對する百分比	自四月支出額	現在予算額に對する百分比
警察消防費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
土木費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
教育費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
社会労働施設費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
保健衛生費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
産業振興費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
費 目	現在 高	追加更正	現在 高	追加更正	現在 高	現在 高に對する百分比	現在 高	現在 高に對する百分比
復舊費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
水道事業費	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
その他	10,000,000	—	10,000,000	—	10,000,000	100	10,000,000	100
計	100,000,000	—	100,000,000	—	100,000,000	100	100,000,000	100

(単位) 一時借入金

借入先 借入額 償還金額

昭二六、九、三〇現在(単位千円)

借入先 借入額 償還金額

借入年月日 利率 準備考

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 貳錢五厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 壹錢八厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 貳錢五厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 壹錢八厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 貳錢五厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 壹錢八厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 貳錢五厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 壹錢八厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 貳錢五厘

大蔵省資金運用部

千円 千円

千円 六、五〇 六、五〇 壹錢八厘

四、むすび

昭和二十五年年度税制改革以後における本市財政の状況は國が主眼する「自立財政確立」という型文に等しい劃一施策に壓迫され各校の重要事業も放棄されねばならぬ實情に直而しこれが打開のため日夜懸命の努力を拂つてはいるものの朝鮮事變以來の建設資材その他の暴騰は益々本市財政の面に恐慌を興え財政自立は假むべくもなかつた緊要事業執行すら満足すべき結果を見ることが出来得ない實情である。

然しながら敗戦を要因とする不可抗力に等しい財政困窮を早急に打開することは現在ではいづれの面からしても不可能に等しい業であり、特に本市の如き特殊な實情にあれば尙更現在のこの苦痛を永続することを忘却することは出来得ないのであつて極力充實並びに不急事業を整理節減して施策の効率を上げ得るよう努力すべきであつて、位に日を送ることは許されないことである。

市民各位におかれては既に御高水の通り先般議和會議を終了し他の獨立諸國家と共に世界平和確立の爲、寄與出来得ることは誠に御同様に堪えない處であつて本市もこの明るい洋々とした前途に對し重大責務を自覺し地に爪跡を残しつゝ一歩一歩進歩を遂げために努力しなければならぬと思考する次第である。

尙平市民各位におかれても、今後益々多難を予想される本市のために猶一層の御協力と御鞭撻を賜はらんことを懇願する次第である。



No. 68

昭和二十六年十二月二十日發行
(木曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九
電話 中二三五一番 中三〇六六番 中三六九四番 中三七九四番 中三六五七番 中三六五七番 中三六五七番 中三六五七番

4 教職員の文化教養に関するもの。
5 他の諸団体との連絡提携に関するもの。

計 三〇〇、四三三 五九六 七五、九八一 一〇六

目次

規則	頁
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部改正	一
廣島市手数料規則の一部改正	二
廣島市公印保管使用規則の一部改正	二
廣島市衛生事務委任に関する規則の一部改正	二
廣島市指定水道工事業者作業場の標示について	二
市民税令書公示送達について	二
百日せき、種痘、ヤフテリアの豫防接種施行について	三
廣島市指定水道工事店の指定及び責任技術者試験の取り止めについて	三
第二十五回換地決定地變更指定の發表について	三
耕地整理法第三十五條に基く換地決定地公示送達について	三
十二月定例市議會招集について	四
公費公告について	四
訓令	四
超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び當直手当の支給額目に関する規程	五
雜報	七
出張所管區域別人口及び世帯状況	八
戸籍上の市勢	七

規則

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十六年十一月二十二日
廣島市長 渡井信三

廣島市規則第六十號の二

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則(昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號)の一部を次のように改正する。
別表(一)使用料表中冷蔵庫使用料を次のように改める。
冷蔵庫使用料
専用使用料(冷蔵庫)

級別	面積	期間	料率	備考
A級室	一立坪	一月	二、〇七九円	保管温度A級以下
B級室	一立坪	一月	一、四七〇円	保管温度A級とC級の中間温度
C級室	一立坪	一月	一、〇五〇円	保管温度攝氏〇、二度以上

別表(一) 單位 保管料率 備考
A級品 一才につき 半月一期三回二錢 保管温度攝氏〇度以下
B級品 一才につき 半月一期三回四錢 保管温度攝氏〇度以下
C級品 一才につき 半月一期三回四錢 保管温度攝氏〇度以下

備考
一、寄託物の才数は荷造包装の外部から測つた容積であつて一立尺をもつて一才とする。
二、寄託物の實数は風袋込替掛重とする。
三、一個一才又は三才未満のものは各一才又は三才として計算する。
四、但し散物はこの限りでない。
五、料率は寄託物の容積又は重量の何れが大なる方をもつて計算する。
六、一、一口一屯(九〇才又は二七〇貫)未満の小口貨物に對しては本表料率の二〇割増とする。
七、歌鳥肉類であつて懸垂保管を爲すものに對しては本表料率の二〇割増の料率を適用する。
八、庫入及び庫出の日を含め三日以内保管の場合には日割をもつて保管料を計算することができる。
九、此の場合に於ける日割料率は本表料率の四分の一とする。
十、右使用料及保管料附帯條件は昭和二十三年八月十四日物價騰貴告示第六六七號による。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十一月二十六日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市手数料規則の一部を改正する規則 廣島市手数料規則(昭和二十六年四月一日規則第十八號)の一部を次のように改正する。

- 第二條第六號の次に次の五號を加える。
六の二 原動機付自轉車検査手数料 百円
六の三 原動機付自轉車検査証再交付手数料 五十円
六の四 原動機付自轉車検査証再換手数料 三十円
六の五 原動機付自轉車検査証再交付手数料 五十円
六の六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五號)第三十四條第二項の規定に基く臨時運行許可申請手数料 五十円

廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十二號 廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

廣島市公印保管使用規則(昭和二十三年五月十七日規則第十三號)の一部を次のように改正する。

第二條別表中 「(配給証明用)長(印)袋書方十八紙總務課」を削る。

昭和二十六年十一月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第六十九號 今回予防接種法(昭和二十三年法律第六十八號)の規定に基く百日せき、種痘、サフテリアの予防接種を左記實施要領により施行する。

昭和二十六年十一月三十日 廣島市長 濱 井 信 三

- 一、日時 自昭和二十六年十二月一日 至昭和二十七年二月二十九日(診察時間中)
二、経費 百日せき(一回接種) 一回につき 四十円
種痘 一回につき 十円
サフテリア(一回接種) 一回につき 十二円

- 三、接種を受ける人
百日せき 1. 生後三ヶ月から生後六ヶ月に至る期間(三週間間隔で三回接種のこ)
2. 前定期接種後十二ヶ月から十八ヶ月に至る期間(追加免疫一回接種)
種痘 1. 生後二ヶ月から生後十二ヶ月に至る期間
2. 小学校入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内の者
サフテリア 1. 生後六ヶ月から生後十二ヶ月に至る者(三週間間隔で三回接種のこ)
2. 小学校入学前六ヶ月以内及び小学校卒業前六ヶ月以内の者(追加免疫一回接種)

- 四、その他 (1)種痘は必ず一週間後検診を受け、種痘検査の結果陰性の場合にはその後直ちに更に一回接種を受けなければならぬ
(2)サフテリアの注射を生後一回も受けていない者は今回は三回受けること

「(配給証明用)長(印)袋書方十二紙商工課」を「(配給証明用)印(の)二摺書方十二紙商工課」に、「(配給証明用)長(印)袋書方十八紙各出張所」を「(配給証明用)印(の)二摺書方十八紙各出張所」に改める。

昭和二十六年十一月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則

廣島市衛生事務委任に關する規則(昭和二十三年十二月一日廣島市規則第五十三號)の一部を次のように改正する。

第二條第五十二號の次に次の三號を加える。

五十三 食品衛生に關する條例(昭和二十六年十月二十五日廣島縣條例第四十九號)第四條第一項の規定に基く立入及び検査に關すること。

五十四 食品衛生に關する條例第五條の規定に基く收去に關すること。

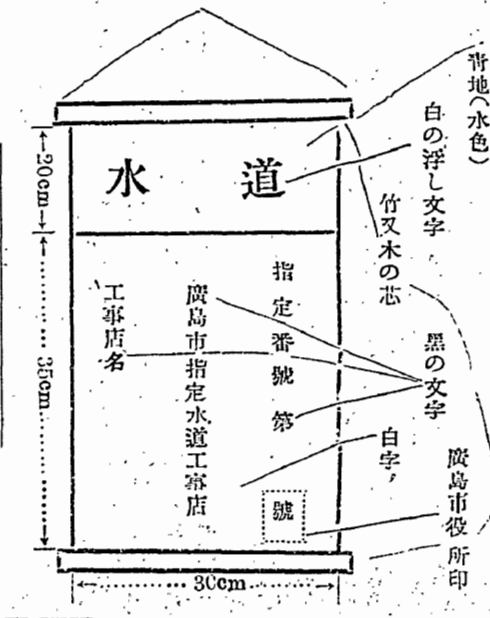
五十五 食品衛生に關する條例第六條の規定に基く行政權限に關すること。但し、認定の取消及び施設の使用禁止を除く。

- (3) 各接種のすんだ人は左記病院または醫院(證明書をお受取り下さい)
(4) 希望の人も受けられます
白鳥東中町 小田 亮 曙町 川上正幸
大須賀町 本郷義任 矢賀町 森末庄平
若草町 山崎幹夫 大洲町 藤村敦立
青崎 藤原 悟 淵崎 三戸玄三
段原日出町 山田公知 大河、早川(醫院内) 大村知晴
丹那 松田鎮雄 的場町 石田正城
出汐町 鎌倉 貢 上流川町 重田義隆
平塚町 肥後博文 葛町 栗屋 一歩
磯町 兒玉誠作 下中町 成田 猛
大手町一丁目 河村虎太郎 宇品町海岸通 吉吉義彰
大手町八丁目 山本幹爾 三丁目 宮庄州男
皆賀町三丁目 伊藤剛二 (大芝診療所) 新田司郎
三條本町二丁目 小田英夫 (秋山醫院内) 高田 潔
打越町 中谷義枝 西引御堂町 池田太郎
(聖ヶ丘醫院内) 植村英雄 吉島羽衣町 香川賢久
猫屋町 舟入幸町 舟入仲町 天野喜武
舟入幸町 藤巻直意 南親善町二丁目 川本貞夫
江波南町 榎本木文 天満町 瀬尾野男
西親善町二丁目 小原義弘 (三宅醫院内) 稻村和一
己斐中町 越智善一 庚午北町八丁目
草津南町 佐藤健英 似島町
牛田町 長谷殊夫

廣島市告示第七十一號 昭和二十六年後期の廣島市指定水道工事店の指定、及び

廣島市告示第六十七號 昭和二十六年十二月一日から廣島市の水道工事を實施する廣島市指定水道工事店の各作業場に左の様式の標示旗を掲げる

昭和二十六年十一月二十七日 廣島市長 濱 井 信 三



廣島市告示第六十八號 廣島市段原東浦町田口義明外二、一四三名に對する昭和二十六年度市民稅第三期徵稅令書住所不明のため送達不能につき地方稅法第三十條並びに市稅條例第十一條により公

責任技術者の試験を都合により取り止める。 昭和二十六年七月二十五日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第七十二號 昭和二十六年十二月八日 廣島市長 濱 井 信 三

第二十五回換地予定地變更指定の發表について

- 一 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員會の審問を経て、換地予定地が變更決定したから、關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。
二 土地所有者に對する換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済みの人のみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は至急届出されたい。
三 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上、取返が願いたい。
四 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については、追つて指定する。

廣島市告示第七十三號 昭和二十六年十二月十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行者 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行者 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行者

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行地区内の
 貴殿所有又は関係の土地に對し、特別都市計画画法第十三條
 の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益
 が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。

一、建物その他工作物のある従時の土地が他人の換地予定
 地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつ
 たものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、
 それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまでその土地
 を使用することができない。それまでの間従前の土地が使用
 できるか否かはそれと又従えないことになる。又従前の土
 地に建物その他工作物があるときはこれを取除くまでは

換地予定地を使うことができない現在道路の一部又は全
 部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益がで
 ないこれ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。

一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていた
 のは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆく
 ので土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せら
 れたい。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合
 は、貴方の現場明示を必ず受けること。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合
 は、貴方に連絡し協議の上でない不測の御迷惑を生ず
 ることがある。

一、調書及び圖面記載の誤謬は將來多少増減することに
 ある。

一、その他不審の點は廣島市東部復興事務所に問合せら
 れたい。

公示送達に關する調書

町名	地番	示一號	住所	氏名	住居	係名	事由	山摘要
大手町丁目	八ノ元	1333	保田町	保田 虎太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	五ノ元	1334	柴田	柴田 ヨシ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外七筆	1335	柴崎	勝千	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外六筆	1336	中倉	久市	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外五筆	1337	荒井	柳太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外四筆	1338	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外三筆	1339	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外二筆	1340	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外一筆	1341	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1342	石崎	時夫	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1343	平田	コト	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1344	林	ミ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1345	金子	忠男	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1346	伊藤	虎一	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1347	武本	八	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1348	吉川	英吉	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	

廣島市告示第七十四號

昭和二十六年十二月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一、招集日時 昭和二十六年十二月二十日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第七十五號

昭和二十六年十二月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

公 告

左記のものは、市税滞納處分に因る差押財産入札の方法を
 以つて公賣するから買受希望者は入札心得書（徵收課備付
 ）並びに現物承知の上、別記条件により當市徵收課に入札
 書を出されたい。

一、招集日時 昭和二十六年十二月二十日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第七十四號

昭和二十六年十二月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一、招集日時 昭和二十六年十二月二十日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行地区内の
 貴殿所有又は関係の土地に對し、特別都市計画画法第十三條
 の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益
 が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。

一、建物その他工作物のある従時の土地が他人の換地予定
 地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつ
 たものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、
 それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまでその土地
 を使用することができない。それまでの間従前の土地が使用
 できるか否かはそれと又従えないことになる。又従前の土
 地に建物その他工作物があるときはこれを取除くまでは

換地予定地を使うことができない現在道路の一部又は全
 部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益がで
 ないこれ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。

一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていた
 のは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆく
 ので土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せら
 れたい。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合
 は、貴方の現場明示を必ず受けること。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合
 は、貴方に連絡し協議の上でない不測の御迷惑を生ず
 ることがある。

一、調書及び圖面記載の誤謬は將來多少増減することに
 ある。

一、その他不審の點は廣島市東部復興事務所に問合せら
 れたい。

公示送達に關する調書

町名	地番	示一號	住所	氏名	住居	係名	事由	山摘要
大手町丁目	八ノ元	1333	保田町	保田 虎太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	五ノ元	1334	柴田	柴田 ヨシ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外七筆	1335	柴崎	勝千	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外六筆	1336	中倉	久市	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外五筆	1337	荒井	柳太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外四筆	1338	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外三筆	1339	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外二筆	1340	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外一筆	1341	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1342	石崎	時夫	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1343	平田	コト	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1344	林	ミ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1345	金子	忠男	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1346	伊藤	虎一	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1347	武本	八	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1348	吉川	英吉	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	

廣島市告示第七十四號

昭和二十六年十二月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一、招集日時 昭和二十六年十二月二十日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第七十五號

昭和二十六年十二月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

公 告

左記のものは、市税滞納處分に因る差押財産入札の方法を
 以つて公賣するから買受希望者は入札心得書（徵收課備付
 ）並びに現物承知の上、別記条件により當市徵收課に入札
 書を出されたい。

一、招集日時 昭和二十六年十二月二十日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

換地予定地を使うことができない現在道路の一部又は全
 部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益がで
 ないこれ等の土地の使用開始の時期は別に通知する。

一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていた
 のは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆく
 ので土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せら
 れたい。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合
 は、貴方の現場明示を必ず受けること。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合
 は、貴方に連絡し協議の上でない不測の御迷惑を生ず
 ることがある。

一、調書及び圖面記載の誤謬は將來多少増減することに
 ある。

一、その他不審の點は廣島市東部復興事務所に問合せら
 れたい。

公示送達に關する調書

町名	地番	示一號	住所	氏名	住居	係名	事由	山摘要
大手町丁目	八ノ元	1333	保田町	保田 虎太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	五ノ元	1334	柴田	柴田 ヨシ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外七筆	1335	柴崎	勝千	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外六筆	1336	中倉	久市	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外五筆	1337	荒井	柳太郎	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外四筆	1338	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外三筆	1339	安佐	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外二筆	1340	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
大手町丁目	外一筆	1341	荒井	那智村	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1342	石崎	時夫	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1343	平田	コト	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1344	林	ミ	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1345	金子	忠男	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1346	伊藤	虎一	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1347	武本	八	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	
國泰寺町	外一筆	1348	吉川	英吉	居所不明	再通知せらる	再通知せらる	

戸籍上の市勢 (昭和二十六年十二月分)

種別	件数	同上		前年同月分	期前同月分	増減
		最大	最小			
結婚	二〇八	二四七	一三三	二〇六	二〇六	二
離婚	一一一	一四七	一三	一一〇	一一〇	一
出生	二九六	三〇〇	二八〇	二八〇	二八〇	一六
死亡	二〇三	二〇〇	二〇四	二〇〇	二〇〇	三
寄留届	三三三	三〇〇	三六〇	三三三	三三三	〇
出寄留届	一六五	一八〇	一五〇	一六五	一六五	〇
印鑑届	二七三	二八〇	二六〇	二七三	二七三	〇
印鑑照査	一〇七	一〇〇	一一〇	一〇七	一〇七	〇
身分証明	四六三	四七〇	四五〇	四六三	四六三	〇
戸籍閲覧	二六六	二七〇	二六〇	二六六	二六六	〇

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
 二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分で計算したもの

昭和二十七年発行

廣島市役所